

LIBRA

2024年 9 月号

〈特集〉

いま確認しておきたい、 災害対策・支援活動と事務所の防災

〈インタビュー〉

歌舞伎俳優 中村 獅童 さん





アドリア海の真珠

クロアチアのドゥブロブニク旧市街は、「アドリア海の真珠」と呼ばれ、世界遺産にもなっている美しい街です。ようやく戻ってきた海外への旅、どこまでも続く青い海とオレンジ色の街並みを眺めながら飲んだビールは格別でした。

会員 菅原 草子 (71 期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2024年9月号

特集

02 いま確認しておきたい、 災害対策・支援活動と事務所の防災

パートⅠ 東京弁護士会の災害対策・支援活動の「いま」と「これから」

- 【報告】関東大震災100年シンポジウム 中村克利
- 【報告】自治体・他士業との連携 松井香幸
- 【報告】令和5年度災害研修(第1部) 貞弘貴史
- 【報告】令和5年度災害研修(第2部) 平島有希
- 【報告】令和6年能登半島地震における東京弁護士会の支援活動 貞弘貴史

パートⅡ やってこう！事務所の防災

貞弘貴史・小出 薫

- 第1 現状を知る—法律事務所の防災策 実態調査
- 第2 リスクを確認する—東京都担当者に聞く！都内の災害リスクと弁護士への期待
- 第3 対策を進める—法律事務所のBCPとは？中野明安弁護士インタビュー
- 第4 附録—法律事務所の防災チェックリスト

インタビュー

20 歌舞伎俳優 中村 獅童さん

ニュース&トピックス

- 24 ・駐日トルコ共和国大使館との友好イベントご報告
- ・東京弁護士会百五十年史プロジェクトチーム始まりました
- ・山形県弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告

連載等

- 29 理事者室から：チーム上田からオール東弁へ 町田行功
- 30 常議員会報告(2024年度 第3回／第4回／第1回臨時)
- 33 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「在宅勤務におけるデジタルツールの活用について」 島田耕一
- 34 経験者に聞く弁護士任官—Season2—
第2回 民事・家事調停官の実状
・民事調停官の楽しみ 牧野 剛
・家事調停官を経験して 水谷江利
- 36 パブリック事務所の実践
第4回 地域の触法障がい者を支援し続けること 西島 正
- 38 今こそ変えるぞ！再審法
第2回 再審法改正—検察官の抗告禁止を実現させる 大辻寛人
- 39 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第26回 日中戦争と総動員体制 齋藤健博
- 41 役立つ！会務活動：vol.19 eスポーツ法研究部の魅力 西方夏樹
- 42 わたしの修習時代：驚きと感謝の1年間 73期 田口ゆり
- 43 76期リレーエッセイ
法曹人生のスタートダッシュ～約半年の弁護士業務で感じたこと～ 吉田正樹
- 44 心に残る映画：『リメンバー・ミー』 和田 周
- 45 コーヒーブレイク：和の伝統文化にふれる 中村浩紹
- 46 会長声明
- 54 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

いま確認しておきたい、 災害対策・支援活動と事務所の防災

日本は昔から地震などの自然災害が多い国であり、今年（令和6年）も能登半島地震が起きています。首都圏でも、関東大震災から100年経過し、いつ直下型地震がきてもおかしくないと言われており、そのような災害発生時に対する備えが必要であることには誰も異論がないと思います。そこで、本号では大災害が発生したときに生じる法的問題やその対策・支援のほか、事務所の維持といった弁護士自身の対策も含めて、当会の「災害対策・東日本大震災等復興支援委員会」にお話をいただくことにしました。

LIBRA 編集会議 吉川 拓威

CONTENTS

パートⅠ 東京弁護士会の災害対策・支援活動の「いま」と「これから」

【報告】 関東大震災100年シンポジウム	2頁
【報告】 自治体・他士業との連携	5頁
【報告】 令和5年度災害研修（第1部）	7頁
【報告】 令和5年度災害研修（第2部）	10頁
【報告】 令和6年能登半島地震における東京弁護士会の支援活動	11頁

パートⅡ やってこう！ 事務所の防災

第1 現状を知る——法律事務所の防災策 実態調査	12頁
第2 リスクを確認する——東京都担当者に聞く！ 都内の災害リスクと弁護士への期待	13頁
第3 対策を進める——法律事務所のBCPとは？ 中野明安弁護士インタビュー	15頁
第4 附録——法律事務所の防災チェックリスト	18頁

パートⅠ

東京弁護士会の災害対策・支援活動の「いま」と「これから」

報告 関東大震災100年シンポジウム

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 委員 中村 克利 (59期)

2023年12月4日、当会、第一、第二東京弁護士会の共催で、関東大震災100年シンポジウム（以下「シンポジウム」という）が開催された。

2023年は1923年の関東大震災発生からちょうど100年が経ち、また、国の防災基本計画に「災害ケースマネジメント」が組み込まれた節目の年となった。

災害ケースマネジメントとは、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組」をいう。

災害ケースマネジメントの導入を踏まえ、自治体との連携を加速させるべく、自治体との間で連携の意義を共有し、自治体に対して平常時から弁護士会との連携を進めることを呼びかけることを目的としてシンポジウムを開催するに至った。

1 シンポジウムの概要

シンポジウムは2部構成とされ、第1部では自治体との連携に関する報告を行い、第2部では自治体職員も参加するワークショップを実施した。

2 第1部 自治体との連携に関する報告

(1) 第1部では「災害に関する自治体と弁護士との連携の意義に関する報告」を田内愛花弁護士（第一東京弁護士会）が行い、また「東京の弁護士会と特別区との間の災害連携協定の意義及び目的並びに協定に基づく活動の報告」として、大田区、品川区、中央区のそれぞれの担当者の方と、丸藤瞭介弁護士（第二東京弁護士会）、貞弘貴史委員長（当会災害対策・東日本大震災等復興支援委員会）、神田友輔弁護士（第一東京弁護士会）による報告が行われた。

(2) さらに「これまでの災害時の被災地弁護士会と自治体との連携の実例の報告」として、森川憲二弁護士（兵庫県弁護士会）から阪神・淡路大震災における兵庫県弁護士会（当時神戸弁護士会）及び阪神・淡路まちづくり支援機構と自治体との連携の実例に関する報告がなされ、また、植松真樹弁護士（静岡県弁護士会）から静岡県災害対策士業連絡会・弁護士会の活動報告がなされた。

(3) いずれの報告も実例に基づく有意義なものであったことはもちろんであるが、その後の懇親会で、森川弁護士から「弁護士は平時には災害支援に関心がなさそうに見えても、有事の際は必ず積極的に支援の手を挙げるので、安心してよい」という心強いお言葉をいただいた。

3 第2部 ワークショップ

(1) 今回のシンポジウムの最大の特徴は自治体職員も参加したワークショップの開催だと思われる。

特に、弁護士の模擬相談を見てもらうというのではなく「主役は自治体職員！」を掲げ、自治体職員がメインで相談を受けるワークショップとした。

自治体職員にとっては難しい取り組みだと思うが、被災者相談のイメージをもってもらうシミュレーションをしてもらい、もしうまくできなくても、弁護士が相談をサポートすることによって弁護士会と連携することの意味・価値を実感してもらうこと、刺激を受け、危機感をもってもらうことも目的の一つとした。

ワークショップには区と市合わせて12の自治体が参加し、テーブルを10設置した。

(2) ワークショップで用いた事案の概要

ワークショップでは完全オリジナルのシナリオを用いた。PTメンバーによるシナリオの作成や練習会を経てのブラッシュアップの成果であり、若干長くなるが紹介させていただきたい。

地震の概要

11月12日（日）21：26にマグニチュード7.3の地震が発生。震源地は品川区と大田区の境界付近。23区の一部でも震度7を観測した。

11月12日、東京都下の全区市町村に災害救助法適用（4号適用）。東京都は、賃貸型応急仮設住宅（みなし仮設）だけでなく建設型仮設住宅も供与することを決定し、その旨を12月1日に公表。

11月13日、東京都下の全区市町村に被災者生活再建支援法適用。

11月14日、特定非常災害に指定。

初回相談

・発災から3週間経った週明けの12月4日（月）、東京都の某区に在住の61歳男性が、その区の職員に相談をするために、その区の窓口を訪れた。

相談者は、「区に罹災証明書を申請して、12月1日（金）に罹災証明書を受け取った。『半壊』と書かれているが、罹災証明書は何に使うものなのか教えてほしいくて、区役所に来た。」と言っている。被災者向けの無料相談において、区の職員と弁護士とが一緒に相談対応をすることとなった。

- 相談者は東京都某区に2階建ての戸建て住宅を単独所有。敷地は借地。この土地には相談者の親の代から住んでおり、相談者はここで育った。
- 建物は、27年前（1996年）にローンを組んで新築。ローン額は3500万円。35年ローンで、現在は残り8年、800万円残。金融機関は、発災後、約定返済を一時停止中。
- 自宅敷地の基礎が割れて、基礎が中央付近から玄関側に向かって傾いているが、建物自体には大きな損傷なし。建物には「危険」と書かれた赤色の紙が貼ってある。
- 罹災証明書（住家被害認定）の調査は、役所の人が3人で来たが、家を外から見ただけで、家の中は見えていない。
- 地震保険に入っているかは、わからない。
- 商社勤務。年収手取り550万円。勤務先の会社からは自宅待機を命じられ、自宅待機期間中の賃金は支払わないと言われている。
- 今回の地震の際に、自宅敷地の隣地にあるマンションから植木鉢が落下してきて（どの専有部分からの落下かは不明）自動車の上部に衝突し、衝突部分が大きく凹んでしまった。ただし、自動車は問題なく動く。
- 自宅敷地の前の道にゴミが大量に置かれている。災害で出た雑多なゴミが持ち込まれているようだ。

継続相談

相談者は、前回の相談で「半壊」の認定について再調査を申請するようにアドバイスを受けたので、区に再調査を申請した。年が明けて、罹災証明書が送られてきたので、また相談に来た。結果は「大規模半壊」となった。

初回相談でのアドバイスを踏まえて自宅の再建方法を検討し、現在は、自宅を解体して同じ土地上で建て替えることを考えている。地主の承諾も既に得ている。ちなみに、補修費用の見積りをとったところ、約1000万円とのこと。

- 地震保険については、前回の相談の後、妻に確認したところ、加入していたことがわかった。
- 自宅の隣家の敷地との間（隣家敷地内）の壁が今回の地震で崩れてきて、相談者の自宅の敷地内に散乱している。この壁の残骸をどうすればよいか。また、壁は作り直してほしいが、隣人にどのようにもっていけばよいか。隣人の意向はまだ聞いていないが、長年のお隣さん同士なのであまり揉めたくはない。

(3) ワークショップの様子

ア 筆者が担当したテーブルでは、自治体職員が自発的に罹災証明書の意味や半壊の場合の支援内容を説明しており、準備をしてきた様子が窺われた。

半壊の場合の支援内容を聞いた相談者役が不満そうな反応を示したことにより、罹災証明書の判定に従った支援内容を当てはめただけでは再建が難しいことや、判定の見直しの検討も求められることも感じてもらえたと思われる。他方で、自治体が出した罹災証明の判定に対して自治体職員から再調査を進めることは現実的には難しい面もあり、この点は弁護士から助言した。

イ 継続相談では、大規模半壊となったことによって支援の規模が広がり、自治体職員にとっても生活再建に向けたより多くの手段をアドバイスできるようになったことが実感できたと思われる。

ウ 植木鉢の落下や壁の崩壊、就業先との折衝といった相隣関係は弁護士がアドバイスした（ただし、法律関係の話が長くならないようにごく簡単なものにとどめた）。また、弁護士会が関係する被災ローン減免制度、リバースモーゲージについても説明し、ちょうど終了時間となった。

また、筆者のテーブルには偶々森川弁護士が同席され、阪神・淡路大震災の際の事例なども語って

いただいた。

エ 永野海弁護士（静岡県弁護士会）の被災者生活 再建カードの活用

ワークショップでは永野海弁護士が考案した被災者生活再建カードを用いた。同弁護士のウェブサイト等で目にされた会員もいると思うが、実際に相談を受けながらカードを並べていくことにより、カードを使った相談のシミュレーションができ、また、並べ終わったものによって相談者と自治体職員の双方が必要な支援を視覚的に確認できるので、改めて非常に有用なツールであることを実感した。

「職場でもカードを使ってシミュレーションをしたい」という参加者もあり、カードを使った効果は大変大きかったと思われる。

(4) アンケートの回答

最後に、参加いただいた自治体職員のアンケート結



果を紹介したい。このアンケート結果が今回のシンポジウムの開催意義を端的に示していると思われる。

- 実際のリアルな雰囲気が感じられて勉強になった。
- 中途半端な知識ではできない難しい相談だと感じた。
- 被災者には様々な生活に関わる課題が存在し、行政として様々な支援策を検討していく必要があると感じた。
- ワorkshopとしては非常に面白かったが、実際に同じ状況になったら自治体としては大変なパニックになると思った。

報告 自治体・他士業との連携

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 委員 松井 香幸 (59 期)

1 自治体との連携

災害発生時に弁護士ができる最も大きな支援は、被災者に対する法律相談である。災害対策、復興支援において主導的役割を果たすのは自治体であり、弁護士が災害発生後速やかに被災者に対する法律相談を行うためには自治体との連携協力が不可欠である。

災害発生時に被災者に対する法律相談実施のために弁護士が派遣される手続として、日弁連と全国市長会との間で、2018年12月17日、「災害時における連携協力に関する協定」が締結されており、この協定に基づいて、被災地に弁護士が派遣され、法律相談を実施することが可能である。

ただ、当該協定によって弁護士を派遣するには、災害が起こった後、被災した市が全国市長会に要請し、全国市長会が日弁連に要請し、日弁連が各弁護士会

に要請し、各弁護士会が所属弁護士を派遣する、という段階を踏む必要があり、派遣が実現する頃には、被災者支援のピーク時期を過ぎてしまっているという事態になりかねない。また、被災した自治体と派遣する弁護士会は間接的な関係に立つため、迅速かつ密接な連携を取ることは難しい。

そこで、自治体と弁護士会との間で、日頃から顔の見える関係を築いておき、災害発生時に迅速に連携協力できる体制を構築しておくことが望ましい。そのためには、弁護士会と自治体との間で災害時における連携協力に関する協定（以下「災害協定」という）を締結することが有効である。

当会を含む東京三会は、東京都の各自治体に対し、災害協定を締結し、同協定に基づき、日頃から勉強会や共同訓練を実施し、災害発生時には迅速に弁護士派遣等の支援を実施できる体制を構築できるように、

働きかけを行ってきた。

働きかけの結果、東京三会といくつかの自治体との間で災害協定が締結された。最近では、2024年1月9日、東京三会と品川区との間で、「災害発生時における特別法律相談に関する協定」が、同年7月9日、東京三会と稲城市との間で、同協定が締結された。

また、東京都の各自治体のうち、その自治体の法律相談はその自治体の地区法曹会が担ってきたという歴史的経緯から、既に地区法曹会との間で災害協定を締結している自治体もある。自治体と地区法曹会と東京三会との間で災害協定を締結している自治体もある。

現在、東京三会では、それぞれの担当を決めて他の自治体と災害協定締結に向けて協議を重ねているところであり、今後、さらなる自治体との間で災害協定を締結することが見込まれる。

2 他士業との連携

被災者からの相談内容は、住居の損壊に関する相談、相隣関係の相談、税金に関する相談、社会保険給付に関する相談等が渾然一体となっており、弁護士、建築士、税理士、社会保険労務士等の様々な士業が混成チームを編成して相談に当たることができればベストであるし、そのような相談体制が取れない場合であっても、相談担当者が、他の専門家に簡単に助言を仰いだり、相談につなげることができれば、相談の実を挙げることができる。そのためには、平時から各専門家職能集団との間でネットワークを構築しておいて、災害発生時に迅速かつ密接な連携を取れるようにしておくことが必要である。

東京三会を含む東京の専門家職能集団は、東京都の理解、協力を得て、2004年11月30日に、「災害復興まちづくり支援機構」を設立した。同機構は、東京に活動拠点を置く専門家職能集団や学識経験者等の正会員、賛助団体、個人会員から構成されており、設立以降、各種附属研究会を立ち上げ、様々な研修や研究を行うとともに、都内各自治体と共同して、災害発生時に想定される各種活動の訓練、実際に災害が発生した日本各地域に対する支援活動を行っている。

3 他団体との連携

災害発生時には、被災者をターゲットにした消費者被害が多発する。被災者の消費者被害を未然に防ぐとともに、被害に遭った被災者を救済することも、弁護士にできる支援活動の一つであり、そのためには、消費者団体との連携体制を整えておくことが望ましい。

「消費者機構日本」は、特定非営利活動法人の消費者団体であり、消費者団体訴訟制度の差止請求を行う適格消費者団体及び被害回復を行う特定適格消費者団体の認定を受けている。

自然災害債務整理ガイドライン（以下「ガイドライン」という）は、被災者の生活再建の一助となる制度であり、コロナ禍では、ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する特則（以下「コロナ特則」という）が制定された。

このコロナ特則により、奨学金の返済に苦しむ学生が奨学金免除あるいは減額を受けることが可能となったが、金融庁等の受託機関を装った事業者等が、コロナ特則を利用した奨学金の免除の実現を謳い、実際にはコロナ特則の適用に向けた具体的な業務を行わないにもかかわらず、多額の報酬を詐取するという事案が複数発生した。

当委員会では、消費者機構日本と協議の機会を設け、上記事案の被害回復訴訟の提起を検討した。今後も同種事案の発生が懸念されるため、消費者機構日本との連携を強化していく予定である。

また、当委員会は、上記事案のような詐欺被害発生防止のため、金融庁に働きかけ、同庁のサイトに注意喚起の記事を掲載してもらった。

金融庁とは、上記働きかけの他に、ガイドラインの制度改善に向けた意見交換会や勉強会を実施している。

4 他の弁護士会との連携

大規模災害発生時、他会と速やかに実効的な相互協力をするためには、平時から災害について研鑽を積み、顔の見える関係を継続することが必要である。

当会は、仙台弁護士会との間で、2019年3月25日、「災害時等における連携協力に関する協定」を締結し、続いて、広島弁護士会との間で、同年3月29日に、同協定を締結した。その後、広島弁護士会と仙台弁護士会との間でほぼ同内容の協定を締結したため、現在では、三者間協定が締結されたのと同様の状態となっている。これらの三弁護士会の間では、同協定に

基づき、定期的に協議会が開催されている。2022年には仙台で、2023年には広島で協議会が開催され、2024年は東京で協議会が開催される予定である。

協議会は、現地視察と三会協議の二部構成となっており、三会協議では、災害が発生したときの初動対応、情報発信等、災害時における実務的な対応のあり方等について協議がなされている。

報告 令和5年度災害研修(第1部)

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 委員長 貞弘 貴史 (56期)

第1部では「災害における弁護士の心構え」「災害相談に必要な法律知識（公的制度編・相談事例編）」について研修を行った。その概要は以下のとおりである。

1 災害における弁護士の心構え

(1) 被災者の心理状態の理解

災害時における被災者の心理状態は、時間経過に伴い、①茫然自失期②ハネムーン期③幻滅期④再建期と変化する。このサイクルを理解し、被災者のニーズに応じた支援を提供する必要がある。

(2) 適切な支援の提供

被災者への対応においては、WHOが発行している「サイコロジカルファーストエイド」において「見る・聞く・つなぐ」が重要であるとされている。これは法律相談にも当てはまるものである。

ア 「見る」：「見る」とは災害現場を直接見ることであるが、現場にいない電話相談の場合でも被災地の地理や風習を事前に把握しておくことが重要である。

イ 「聞く」：対面、電話いずれも相談の際には被災者の話を真摯に傾聴することが重要である。被災者は悩みを口に出しにくい傾向があり、支援情報を提供しながら悩みを引き出すことが有効である（アウトリーチ）。被災者の話を復唱し、メモを取るなどす

ることにより、被災者が相談内容を客観視し、落ち着いて相談できる効果がある。

ウ 「つなぐ」：「つなぐ」とは、必要なリソースを適切につなぐことである。例えば電話相談だけで解決できることはその場で解決し、必要な場合には現地の弁護士会や自治体に連絡する（被災地弁護士会や自治体に過度の負担を与えないよう注意する）。被災者に対しては、具体的な連絡先や方法を提供し、確実につなぐことが重要である。

2 災害時に必要な法律知識（公的制度編）

(1) 主要な法律

- ① 災害救助法
- ② 被災者生活再建支援法
- ③ 災害弔慰金法

これらの法律は、被災者の生活再建や救済に必要な支援を提供する枠組みを提供している。

(2) 公的支援制度

本講義では、まずは災害救助法・被災者生活再建支援法の適用に関連する「罹災証明書」について説明し、その後各制度のうち、主要なものについて解説した。

ア 罹災証明書：自治体職員が住家の被害程度を判断し交付する書面。報道などで見かける赤い紙や黄色

い紙の応急危険度判定とは異なり、罹災証明書は住家の被害評価を目的としている。事業用店舗や工場、空き家には原則交付されないが、保険金受領や事業者用支援を受けるために「被災」証明書などが発行されることもある。罹災証明書には、損害の程度に応じて「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「一部損壊」と記載される。なお、判定に不服があれば再調査は可能であるが、再調査の結果かえって判定が下がることもあるので注意が必要である。

イ 応急修理・仮設住宅：災害救助法に基づき、罹災証明書に記載された損害の程度に応じて被災住宅の応急修理や仮設住宅への入居が可能。応急修理を選択すると原則として仮設住宅に入居できなくなる可能性があり、また、後述する公費解体を利用できなくなる可能性があるため注意が必要である。

ウ 被災者生活再建支援金：罹災証明書の損害判定に基づき、基礎支援金と加算支援金が支給される。基礎支援金は大規模半壊以上で支給され、加算支援金は住宅の再建や購入、補修、公営住宅以外の賃貸住宅への入居時に支払われる。半壊の場合でも建物を解体すれば全壊扱いとなり、全壊世帯と同額の支援を受けられる。

エ 災害弔慰金・災害障害見舞金：災害で死亡または重度の後遺症が残った場合に支給される。申請できる遺族の範囲が決まっている。避難生活中に体調を崩して亡くなった場合、災害関連死として認定されれば災害弔慰金が支給される。

オ 公費解体・自費解体：公費解体は自治体が無償で建物を解体する制度で、自費解体は解体費用を自治体が後日償還する制度である。原則被災建物が「全壊」である必要があるが、国が特定非常災害に指定した場合は「半壊」以上でも利用できる。なお、被災者生活再建支援法と異なり、空き家でも利用することができる。

カ 雑損控除：災害で家財が被災した場合に所得から損失分を控除し、税の減免を受ける制度。所得税そのものを減免する制度（災害減免法）もあり、被災者はどちらかを選択することになる。

(3) その他相談で説明することが多い支援制度

ア リバースモーゲージ：被災した高齢者向けのローン制度。60歳以上の高齢者が低額の支払のみで住宅ローンを組むことができる。高齢者が他界した後で不動産は売却されるが、残債は相続人に請求されない。相続人が取得することも可能。

イ 自然災害債務整理ガイドライン：一定の財産を残しつつ債務を全額免除または減額できる制度。第2部で詳しく取り上げる。

ウ 災害時ADR：災害時に弁護士会が設置するADR。常設のADRと比べ、費用が安く申立方法が容易となっている。

(4) 注意点

各種制度は災害の規模や時期によって適用されている場合と適用されていない場合があるため、注意が必要である。政府や自治体のウェブサイトを見て、上記制度が相談者の地域で適用となっているか、相談中に確認することが重要である。

3 災害時に必要な法律知識（相談事例編）

(1) はじめに

被災者の相談ニーズは災害ごとに異なる。被災地域の特性や時間の経過によって変化するが、公的支援制度や住まいに関する相談は共通して多い。そこで住まいに関する相談例を中心に紹介する。なお、災害相談であるとしても、回答は基本的に平時の知識を駆使し、それに災害特有の制度を加味して対応することが多いと思われる。

(2) 工作物責任・相隣関係

隣家や塀が自宅の敷地内に倒れ込んでおりどうすればよいかという相談が典型である。隣家所有者に修繕や解体を請求し、損害が発生した場合は損害賠償を求めるのが基本的な対応であるが、隣家所有者に費用がなく対応できない場合、災害特有の制度として公費解体制度や土砂の撤去制度を利用するよう促すという解決策もある。

工作物責任を追及する場合「瑕疵」といえるかが問題となる。災害における工作物の瑕疵とは「通常予想可能な災害に耐えられる安全性が欠けている場合」に限られる。過去において震度6以上の災害は不可抗力であるという裁判例も存在するが、大規模地震が頻発している現状では見直される可能性がある。なお、実務の対応としては、ご近所間の問題であるので、災害時ADRでの柔軟な解決を促すことが多いと思われる。

(3) 賃貸借

被災建物に住む賃借人が退去を求められたり、避難中の賃料を請求されたりする相談が多い。被災建物が滅失した場合、賃貸借契約は終了となるが、滅失していない場合、修繕は賃借人が行う、または賃借人が修繕し費用を請求することになる。この点、賃借人が修繕費を負担するという修繕義務特約が存在することもあるが、消費者契約法10条に反しないか検討する必要がある。

(4) 共有不動産

「被災建物を解体したいが登記名義人が他界しており、複数の共同相続人間で遺産分割が成立しておらず共有状態となっている。そのためどうすれば良いのかわからない」という相談が典型例である。相続登記未了の不動産の解体は処分行為であるため相続人全員の同意書が必要であることを説明することになる。ただし、災害により建物性が失われている場合は、相続人全員の同意は不要である。

(5) 借金に関する相談

未払いの住宅ローンや自動車ローンを抱えた被災者から支払を続けなければならないかという問いが典型的である。この場合、まずは保険金や被災者生活再建支援金等受領可能な金員を検討することが重要である。災害初期の段階では、自宅の保険内容がわからないという相談が多いため、日本損害保険協会の自然災害等損保契約照会センターに連絡して内容を確認することを助言する。地震保険は火災保険の特約であることが多く、地震保険に入っていない家屋も多い

ため、地震による損害や火災保険の適用範囲の確認も必要である。受領可能な金額を確認した上で、それでも支払が困難な場合には、自然災害債務整理ガイドラインの利用を検討する（別項）。

(6) 消費者被害

消費者被害に関する相談では、リフォーム詐欺やレッカー詐欺というものがある。被災地では人手不足から被災者が普段利用しない業者に依頼することが増え、詐欺が発生しやすい。国民生活センターや消費者センターのウェブサイトで具体的な事例を確認し、クーリングオフや消費者契約法による無効・取消で対処することを助言する。

(7) 取引

取引に関する相談としては、物品購入後に被災して滅失した場合の代金支払義務の有無が典型的である。取引契約では、双方帰責性がないため、債務者主義、すなわち反対給付の履行を拒絶し解除を主張することが可能である。この点、例えば倉庫寄託契約等は標準約款により損害賠償義務を負わないという内容になっている。もっとも、保管方法にそもそも問題があり、倉庫会社側に帰責性があれば免責約款は及ばないとも考えることも可能であるので、具体的にどのような形で物を預かっていたのかを確認するように助言する必要がある。

(8) 労働

被災による解雇においても、いわゆる整理解雇の4要件（要素）を検討し、直接的な被害（工場が被災して働けないというのが典型的である）と間接的な被害（取引先が被災し、材料が届かないため工場を操業できないという場合が典型的である）に分けて検討する。就労不可の場合の休業補償の有無については、自然災害により事業所が直接被害を受け、それについて使用者に帰責性がないというような場合は不可抗力として、休業手当の支払義務すらないと言う場合もあり得る。もっとも、自然災害時には雇用調整助成金の特別措置が取られることもあり得るため、自治体や政府の公的支援制度を確認し、情報を提供することが重要である。

報告 令和5年度災害研修(第2部)

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 副委員長 平島 有希 (66 期)

第2部では、「自然災害債務整理ガイドラインの概要」について研修を行った。その概要は以下のとおりである。

1 制度の概要

(1) 目的等

自然災害債務整理ガイドライン（以下「ガイドライン」という）は、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とするもので、災害の影響によって災害前の債務の返済が困難となった被災者が、一定の要件のもとに、債務の全部または一部の減免を受けることができる制度である。

(2) 適用対象・利用状況

2015年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害が適用対象となる。具体的には、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨、2020年の新型コロナウイルス、2024年の能登半島地震などがあげられる。

2023年12月末時点でのガイドラインの利用件数は、累計で登録支援専門家に手続を委嘱した件数1220件、コロナ案件2440件であり、債務整理成立件数の合計は1001件（うち410件がコロナ案件）である。

(3) ガイドライン利用の要件

ガイドラインの利用にあたっては、①災害の影響により（災害起因性）、②災害前から負担していた債務（住宅ローン、リフォームローンのほか、農業、漁業等の生業にかかる器具のローン、カードローンを含む）の支払ができないこと又は近い将来において支払ができないことが確実と見込まれること（支払不能要件）が必要であり、③対象債務者の資産が負債の額を超える場合には原則としてガイドラインの利用は認められない（資産基準）。

2 手続の流れと留意点

(1) 手続の流れ

①着手申出→②登録支援専門家（弁護士等）へ委嘱→③債務整理開始申出に向けた準備（必要書類の確認、債務者との打ち合わせ、調停条項案の検討）→④債務整理開始申出→⑤債権者との事前協議→⑥調停条項案の作成→⑦調停条項案の提出→⑧債権者の調整、債権者からの同意／不同意の受領→⑨特定調停申立→⑩調停条項の確定

(2) 手続の流れにおける留意点

債務者による債務整理開始申出と同時に又は申出後直ちに必要書類を提出する必要がある、債務整理開始申出から原則として3か月以内に調停条項案を提出しなければならない、また、債務整理開始申出から6か月を経過した日に債務整理は当然に終了することとされている。

そこで、登録支援専門家としては、委嘱後の打ち合わせにおいて、債務者に対し、資料収集を求め、債務整理開始申出時点で必要書類を揃えておく必要があるし、調停条項案の提出を見込んで打ち合わせを進め、仮に、債務整理開始申出後調停条項案提出までに3か月を超える場合には、債権者に対する通知をしなければならない。そして、債務整理開始申出から6か月の経過が見込まれる場合には債権者の同意を得て、期間延長の手続を失念しないようにしなければならない。

このように、登録支援専門家は、期間制限の中で、債務者、債権者との調整を行いながら、手続を進めていくことに留意を要する。

3 成立事例の紹介

研修内では、換価処分弁済型、公正価額一括弁済型など、事例を取り上げて特定調停成立事例の説明を行った。

報告 令和6年能登半島地震における東京弁護士会の支援活動

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 委員長 貞弘 貴史 (56 期)

2024年1月1日、能登半島沖で最大震度7の巨大地震が発生した。本稿では当会の支援活動について報告する。

1 要請主義の原則

大規模災害発生時、例えそれが有益な支援活動であるとしても、被災地弁護士会に何らかの対応を必要とするものである場合、被災地弁護士会にとって対応すること自体が負担となることがある。全国から問い合わせが殺到し、その対応に忙殺することによる機能不全を防ぐため、日弁連は被災地弁護士会からの要請がない限り、他地域の弁護士の支援活動を控える方針をとっている（要請主義。災害復興支援に関する弁護士会の活動についてのQ&A（改訂第2版）61頁Q96、全国弁護士会災害復興の支援に関する規程3条、8条）。

能登半島地震については、1月15日に新潟県弁護士会から関弁連に支援要請があり、それを受け関弁連は1月16日からコールバック方式による電話相談を実施し、当会の会員もそれに参加した。その後被災地弁護士会から日弁連に電話相談等の支援要請があり、2月2日正副会長会の決定を経て、日弁連の委託事業として東京三会在能登半島地震電話相談を担当することとなった。

2 義援金と災害研修

(1) 義援金

最も被災地弁護士会に負担がかからない支援活動は義援金の支払である。能登半島地震の義援金については、当会は1月26日に金沢弁護士会、富山県弁護士会、新潟県弁護士会に義援金を送った（福井弁護士会は被害状況がほぼ無かったということで義援金辞退の申入れがあった）。なお、個人会員の被災地弁護士会への直接の義援金送金は被災地弁護士会の事務作業を増やすことになるため、単位会でとりまとめて送金して

いる。令和5年度の時点で50万5000円の送金がなされた。支出していただいた会員には心よりお礼申し上げるとともに、現在も募集中であり、ご協力いただける方は本誌面二次元コードより当委員会サイトにアクセスしていただきたい。



(2) 災害研修

被災地弁護士会からの要請に備え、災害研修を実施し、知識をブラッシュアップしておく必要がある。当会は金沢弁護士会のご厚意で1月20日に金沢市で行われた金沢弁護士会の災害研修をウェビナーで受講することができた。また、1月28日にも関弁連の災害研修がウェビナーで行われた。当会独自の研修は2月19日にウェビナーと会場のハイブリッドで行われた。

3 電話相談

上記のとおり、被災地弁護士会の要請を受け、日弁連は2月5日から日弁連能登半島地震電話相談を開始し、東京三会在が平日の相談を担当することとなった（土日は近弁連が担当した）。電話は日弁連が設置したフリーダイヤルの他、金沢弁護士会が実施している電話相談の受け皿にもなった（金沢弁護士会の電話回線が埋まるところに転送される）。電話相談開始当初、相談室は一弁だったが、4月30日より当会の相談室を利用することになった。5月28日時点で当会が派遣した相談担当者は延べ228人であり、当会が対応した相談は356件にも及ぶ。

4 課題

電話相談を実施する場所の確保、相談担当者への日当の支払方法等、電話相談を開始するにあたり、様々な調整が必要となった。詳細は省くが、今回の経験を次に活かし、迅速な支援体制を構築できるよう準備しておくことが必要であると感じた。

パートⅡ やっておこう！事務所の防災

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会 委員長 貞弘 貴史 (56期)
委員 小出 薫 (66期)

第1 現状を知る

——法律事務所の防災策 実態調査

法律事務所の防災策は、①リスク把握（どのような災害に見舞われどのような被害が生じ得るか）、②計画（事業継続を目指したBCP、災害発生時の対応を整理した災害対応マニュアルの策定）、③個別対策（什器の転倒防止や水・食料の備蓄等）、④普及・訓練（BCPや災害対応マニュアルの内容共有や避難訓練等）、⑤ネットワークづくり（地域の自主防災組織の活動への参加）等が考えられる。

当委員会では、法律事務所の防災策の実施状況について、2024年5月21日から6月3日まで、インターネット上でアンケートを実施し、当会会員より40件の回答を得た。

アンケートの結果、各防災策の実施率は、什器・備品の固定等、帰宅困難時の備蓄等、半数を超える事務所が実施する対策があった。一方、BCPの策定、災害対応マニュアルの策定といった計画に関する項目

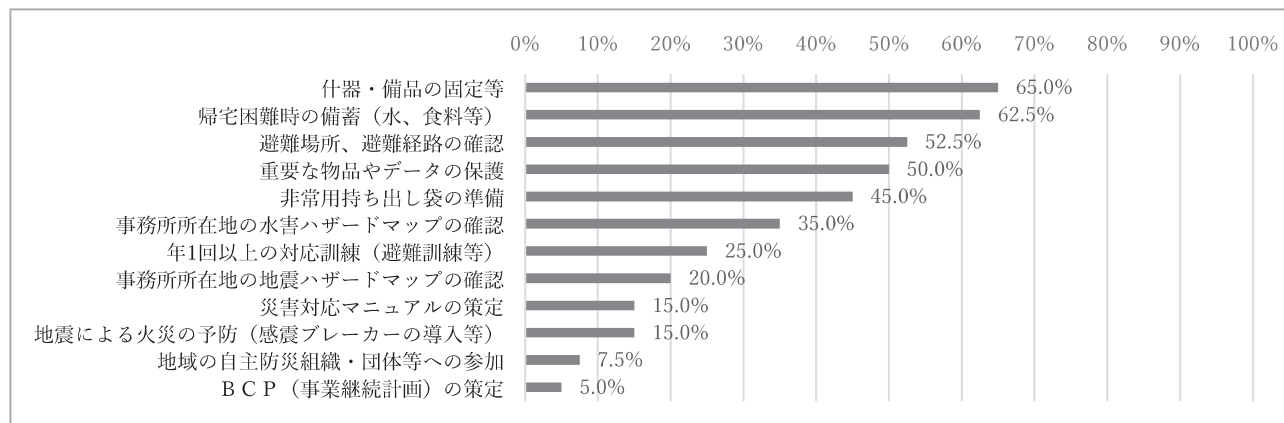
や、地域の自主防災組織等への参加は実施率が低かった。

また、弁護士と職員を合わせた規模別で見ると、年1回以上の対応訓練、災害対応マニュアルの策定について10人以上の事務所の実施率が高く、水害ハザードマップの確認、地震ハザードマップの確認について10人未満の事務所の実施率が高かった。

表 防災策実施率（事務所規模別、%）

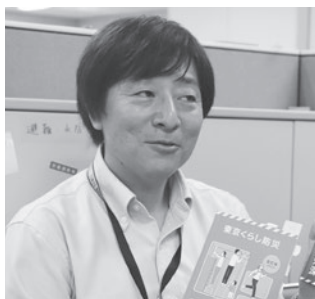
	10人未満	10人以上
什器・備品の固定等	64.0%	66.7%
帰宅困難時の備蓄（水、食料等）	60.0%	66.7%
避難場所、避難経路の確認	60.0%	40.0%
重要な物品やデータの保護	56.0%	40.0%
非常用持ち出し袋の準備	44.0%	46.7%
水害ハザードマップの確認	40.0%	26.7%
年1回以上の対応訓練（避難訓練等）	12.0%	46.7%
地震ハザードマップの確認	28.0%	6.7%
災害対応マニュアルの策定	4.0%	33.3%
地震による火災の予防（感震ブレーカーの導入等）	12.0%	20.0%
地域の自主防災組織・団体等への参加	8.0%	6.7%
BCP（事業継続計画）の策定	4.0%	6.7%

図 防災策実施率（実施率順、%）



第2 リスクを確認する

—— 東京都担当者に聞く！ 都内の災害リスクと弁護士への期待



大村朋史氏



西平倫治氏



倉嶋崇嗣氏



小間彩氏

都内の災害リスク等を確認すべく、東京都総務局総合防災部に取材し、同防災管理調整担当課長の大村朋史氏、同部事業調整担当課長の西平倫治氏、同部情報統括担当課長の倉嶋崇嗣氏、同部防災管理課統括課長代理の小間彩氏にお話をうかがった。

1 東京都の災害リスク

—— 東京都内における災害リスクはどのようなものがありますか？

大村：首都直下地震等による震災、台風や豪雨による水害、落雷、大雪による雪害、火山の噴火、ミサイル等の武力攻撃、感染症を災害として位置付けています。火山は、島しょ部だけでなく、富士山の噴火も影響を想定しています。

—— 東京都内の家庭・事業者等の防災の課題は何でしょうか？

大村：防災は日ごろの備えが大切です。

家庭で防災に取り組んでいるか調査した結果、「同居する人全員の水や食べ物など備蓄品の用意」29.4%、「家具等の配置の工夫や転倒等防止対策」15.7%、「家族等と安否確認の方法の共有」11.2%という結果（防災に関する都民の意識調査（令和5年度））でした。実際の備えが進んでいないので、広報を進めています。

西平：企業の防災については、「BCPの策定」を行った企業が35.0%（大企業では71.4%、中小企業27.6%）

でした。

また、事業所から家まで片道10kmを超えると徐々に帰宅が困難になるという想定で、都内には453万人の帰宅困難者が発生することになります（2022年）。これについて、発災後の混雑による混乱を避けるため、事業者は従業員に対し一斉帰宅を抑制する努力義務を負います（東京都帰宅困難者対策条例7条）。ただ、条例の認知度については「努力義務の内容を含めて把握している」34.7%、「条例があることのみ把握している」39.0%でした。備蓄について、従業員向けの備蓄のうち「飲料水」を3日以上備蓄しているのは49.7%、1、2日分を備蓄している企業まで含めると84.2%、「毛布」は57.8%でした（東京商工会議所「会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート2023年調査結果」（2023年8月28日））。

大村：また、東京では木造密集地域が残っている点、水害のリスクがある海拔の低い土地がある点、人口密度が高いことでパニックや帰宅困難、避難所に入れない人が出る点などがリスクとしてあります。

2 東京都の取組みについて

—— 「東京防災」「東京暮らし防災」全戸配布のねらいは何か？

大村：発災時に命を守る情報を届けることがねらいです。インターネット上にも情報はありますが、停電していると見られないことを考慮し、紙媒体を選び

ました。「東京くらし防災」が平易な内容、「東京防災」がより深い内容となっています。

関東大震災から100年ということで、2023年度に改訂版を配布しました。

—— 事業者の防災についてはどのような取組みをしていますか？

西平：令和4年に「事業所防災リーダー制度」を導入しました。担当者を決めておけば、その人が事業所内の旗振り役となって対策が進むと考えました。

また、帰宅困難者対策として「一時滞在施設災害時拠点強靱化緊急促進事業」により、新築の場合は100人以上の帰宅困難者を受け入れるオフィスビル等を対象に、帰宅困難者向け設備等の整備費用を補助しています。

—— 復旧・復興に関する取組みはいかがですか？

倉嶋：都内には鉄筋コンクリートの建物が多く存在し、こういった建物の住家被害認定の実績が積み重なっていません。そこで、復旧・復興のフェーズに関する取組みの一つとして、不動産鑑定士協会、建築士会、弁護士会等の士業団体と連携し、復旧・復興時の速やかな認定を目指しています。

3 事業者の防災について

—— 事業者の防災は、何から進めていけばよいでしょうか？

西平：まず、BCPの策定をおすすめします。産業労働局や商工会議所、中小企業振興公社は、中小事業者向けにBCP策定を支援する事業を行っています。

—— 個々の事業所の災害リスクは何で確認できますか？

小間：ハザードマップを確認してください。自宅についてはマップを見ても、勤務先は意外と確認していないことがあります。事業所周辺の冠水しやすさや、通勤ルートに影響がないかも確認します。

また、コンクリートの堅牢な建物が多く水害や火災の影響が少ないエリアでも、経営面のリスク等を検討する必要があります。

—— 発災直後を想定すると、どのような対策が必要ですか？

小間：発災時は、命を守るためにまず身の安全を確保し、建物の安全を確認します。その次に、初動の3日間を安全に過ごす対策を検討します。事業所にいる場合は、帰宅せずにそこに留まるということです。そのために足りない物資を確認し、備蓄しておく必要があります。

また、離れている家族との安否確認手段を確保しておきます。災害用伝言板やSNSで無事が確認できます。安否確認をして安心できる方法を普段から決めておくことで、発災時に危険を冒して帰宅しなくてもよいように備えていただければと思います。

—— 実際に対策は進んでいますか？

小間：帰宅困難者対策条例の認知度は、東日本大震災直後は高かったのですが、近年低下傾向です。2030年度までに認知度70%を目指しています。条例の趣旨や内容を踏まえて、防災対策をご検討ください。

4 弁護士・弁護士会の役割

—— 弁護士・弁護士会に期待される役割はありますか？

倉嶋：災害発生前の平時には、所有者不明の不動産が生じないように、相続登記を促すなど、普段の業務で権利関係を整理していただくことも、災害時の対策になります。

また、災害が発生した際は、個々の被災者の相談に対応し、行政の手が届かない部分を解決していただけることに期待しています。たとえば、熊本地震では、隣の土地が崩れてくるなど相隣関係のトラブルが多くありました。災害は、個々の法律関係が揺らぐ事象ですので、被害を小さくしその揺らぎからの復興につなげていただけたらと考えています。また、災害まちづくり協定などに基づき、自治体が直面する課題の解決をサポートしていただけることも期待しています。

発災直後は、法的問題がすぐには噴出しなくてもいいかもしれませんが、後から浮上することが懸念されます。企業からは、災害時の賠償責任等を懸念する声も聞くので、カバーする方法や解決方法が分かっていると安心するのではないのでしょうか。

第3 対策を進める

——法律事務所のBCPとは？ 中野明安弁護士インタビュー

あなたの事務所にBCP（事業継続計画）はあるだろうか。

BCP策定の契機としていただくべく、災害対策や事業継続に関する第一人者である中野明安弁護士（第二東京弁護士会）にインタビューを行った。

1 BCPとは？



貞弘貴史委員長（聞き手）

——BCPとはどのようなもの
でしょうか？

ひとことで言えば、災害を含む重大リスク事象が起きてても事業を継続するため、事業所として「生きている」ための計画書です。発災時の対応を定めた災害対応マ

ニュアルは、BCPの一部に位置付けられます。

BCPは、災害にとどまらず、感染症や暴動、オリンピック等による交通渋滞などの重大リスクも対象にします。まずは命を全力で守ります。そして、命が守れた後、「明日からどうする？」ということを考えます。食料や電源を失ったとしたら、明日の業務はどういう方法でやろうかと考え、誰が、何を、どのように準備しておくかをまとめます。重大リスクに直面した場で初めて対応するより、平常時から検討して支援協定などの対応策を実施しておく方が有効です。これがBCPの本質です。

BCPのポイントは、代替手段を準備することです。法律事務所は、極論すれば昔風で言えば「紙と鉛筆とミカン箱さえあればできる」、現代で言えば「PCと電源とネット環境さえあればできる」事業です。ただ、たとえば、停電すると仕事ができなくなってしまうのは事業も顧客も家族の生活も守れません。そこで、非常用電源や別の執務場所等の代替手段の準備が重要です。

プロフィール

平成3年、弁護士登録。平成7年、親族が阪神・淡路大震災で被災したことをきっかけに、災害対策に取り組む。日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員長、関東弁護士会連合会災害対策協議会プロジェクトチーム座長、第二東京弁護士会災害対策委員会委員長等を歴任。



中野明安弁護士

災害等で経営資源を失うことは、その時になって気が付きますが、それでは遅い。だからこそ事前の計画が必要です。代替手段の準備やデジタル化、継続費用等がかかりますが、その額は災害後の回復費用よりは安く済みます。

2 所員に対する安全配慮義務、 依頼者に対する善管注意義務

——法律事務所が災害に備える意義は何ですか？

まず、命を守る、ということです。当然ですが、弁護士・事務局員の命はかけがえのないものであり、また、BCPの実践上も「人的資源の維持」は最重要です。東日本大震災や熊本地震で被災した事務所を拝見して、記録が詰まって重いキャビネットが壁に固定されず、転倒する例があることを伺いました。情報管理のために扉付きのものが多く、地震で揺れた際、記録だけが落ちるのではなく、重い記録が中に入ったままキャビネットごと倒れています。法律事務所ではありませんが、下敷きになって命を落とした例もあります。災害への備えも「安全対策、ひいては命が最も重要」であることに気づくところから始まります。安全配慮義務の観点からも、事務局員の安全確保、事務所の安全対策が重要です。

多くの法律事務所は、事業所としては小規模です。そこで働く人の個々の特性や事情を理解しておく必要が

あり、また、理解できる状況にあります。それを踏まえて安全対策を検討します。事業所の考えるべき帰宅困難者対策とは「帰宅抑制」が大前提であるものの、最も悩ましいのは「どうしても帰らなければならない人にどのように安全に帰ってもらうか」です。事務局員の家族構成など普段からよく知っておくことも重要です。

—— 安否確認手段の準備も重要ですね。

発災時は、たとえ平日の日中でも、弁護士・事務局員がたまたま事務所から離れている可能性があります。また、帰宅について、東京都は帰宅困難者対策条例で抑制する方針をとっています。実際に災害が発生し、交通機関がストップした状態では、弁護士・事務局員やその家族が、互いにどこで何をやっているかが分かることは非常に重要で、それを知るだけで安心できますし、その後の対応も全く異なってきます。子どもが学校に泊めてもらっていることが分かれば、帰宅困難状態の中、無理に帰宅を目指さなくてよいかもしれません。そこで、連絡手段を事前に複数準備しておきます。

津波警報が出てからの避難について、東日本大震災では車で逃げた人も多かったようです。「津波に流されて私の車がなくなっちゃうと困る」という意識があったようです。ただ、車は渋滞につかまり、津波に巻き込まれることもあります。東京でも災害時の避難のルールを決めておくことが重要です。

—— 依頼者との関係で備えておくことはありますか？

法律事務所のBCPは、依頼者に対する善管注意義務の観点も必要です。事務所が被災した場合、弁護士・事務局員が無事なのか、また、業務再開までどれくらいかかるか、依頼者に連絡する必要があります。実際、「大丈夫ですよ、生きてますよ」と伝えたいでしょう。依頼者から、「あの事務所は大丈夫か」と心配される状況になったら、他の事務所に仕事を依頼するかもしれません。事業継続のためには、被災時でもすぐ依頼者へ連絡できることが重要です。

そこで連絡手段を準備します。たとえば、顧問先企業の代表連絡先のみでは連絡が取れなくなる可能性があります。私の事務所では、一つの顧問先企業でも複数

の人のアドレスを聞き、毎月ニュースレターを送っています。仮に誰かが異動して届かない場合には、連絡可能な他の人に状況を確認できます。毎月のニュースレターの発信で、情報をアップデートできるのです。

また、東日本大震災では、ある事務所の紙資料が津波で3分の1流され、残り3分の2はドアも壁もなくなった場所に残されました。その事例では弁護士会が代わりに保管しましたが、東京では弁護士会の支援は及ばない可能性があります。トランクルームの活用やデジタル化の検討も必要です。

3 BCPの策定

—— 法律事務所のBCPは、どのように策定すればよいでしょうか？

身近な入口として消防計画があります。事務所の消防計画で、地震発生時の避難方法をどう定めているか、ご存じですか？ 東京消防庁のフォーマットでは地震発生時の屋内避難が例示されており、敢えて変更しない場合、火災の発生がなく、建物の安全性が確認できれば、屋内避難になります。

消防計画で屋内避難と定めながら来所者を屋外に避難させると、来所者は「追い出された」感覚を持つかもしれません。計画と異なる屋外避難をさせて、その結果、外壁等の落下で負傷したら、注意義務違反となる可能性がある所以要注意です。

BCPの文書作成例については中小企業庁がひな形を公開しています。ただし、策定に行き詰まることもあるようです。

—— まずは簡易版でもよいかもしれませんね。

所員や来所者の安全対策、所員家族や依頼者への連絡手段等を、代替手段を検討しながらまとめます。被災した翌日以降を考えることはそれほど簡単なことではないので、「1回で完成するものではない」と思っ

て作ることがおすすめです。

—— BCPを「つくって終わり」にしないためには、何が

作ったものを、他の弁護士や事務局員に見てもらおうとより実効的なものになります。

私の事務所では、それを楽しむ仕掛けとして〇×クイズ形式の「消防計画テスト」をつくり、全問正解するまで繰り返し解答してもらっています。たとえば、「消防計画には屋外避難が定められている。〇か×か」等です。事務所全員の理解を進め、モチベーションを上げておくと、もし発災時に防火管理者がいなくても、また自衛消防隊となった担当者が不在でも対応が可能となるでしょう。

余談ですが、災害対応マニュアルは、発災時すぐに取り出せることが必要です。「何があってもなくならないように」と金庫に保存した例がありましたが、金庫にアクセスできる人がいないと使えません。また、PC保存のみでは、停電時に確認できないので印刷して備え置きます。

4 法律家としての役割

—— 災害への備えにおける法律家の役割はありますか？

発災時、事務所が被災しなかったら被災者向け法律相談などで社会貢献ができるかもしれません。しかし、我々も被災者となり、被災事務所となるかもしれません。まずは、きちんと生き残ることが重要です。支援される側になるのではなく本当に支援する側に回れるのかという視点で、平時から備えておく必要があります。

—— 災害に備える活動が仕組みづくりにもつながったとうかがいました。

家具の転倒防止について、働きかけを行って仕組みができたことがあります。

事務所や家を賃貸している場合、家具の転倒防止

のために壁や床に穴をあけたときの原状回復の負担が気になり、対策が進まないことがあります。しかし、これは法律上は通常使用に伴う「通常損耗」とされるべきものであり、原状回復義務はないはずです。

この考え方を公営住宅に広めるのはどうかと、アウトドア防災ガイドのあんどうりすさんと話し合い、自治体に働きかけました。すると、港区では、担当者が多くの予算をかけずに対策をアピールしやすいと協力してくれ、区営住宅の壁についた家具固定の釘穴などの傷については原状回復義務を免除し、家具の転倒防止器具取付けを支援する制度が実施されるようになりました。法律の専門家が法的な知見を用いて制度の実施を支援すること、これも弁護士が社会貢献できる貴重な場面の一つかと思います。

5 むすびに

ある企業が被災した際、従業員の間に「うちの会社は、もう駄目なんじゃないか」という雰囲気が広がり、経営者が「これは会社を続けられないかもしれない」と危機感をもったことがあったそうです。それくらい、被災時に事業所全員の前向きな気持ちを維持し続けることは重要です。

法律事務所も同じです。弁護士も自らの危機管理に無頓着であってはならないと思います。「きっと何とかなる」では顧客の信頼は得られません。事務局員からの信頼も得られないでしょう。日本で業務を行っている以上、災害で事業継続に支障が生じる可能性は低くないと考えるべきです。弁護士が災害（を含む業務リスク）を意識し、それに耐えられるよう準備をすることで、法曹界全体のパワーの源になって頂きたいと考えます。ぜひ、一緒に弁護士、法律事務所のBCPに取り組みましょう！

さらに詳しく
知りたいときは

- ・中野明安「弁護士とBCP」(NIBEN Frontier 2018年4月号)
https://niben.jp/niben/books/frontier/frontier201804/2018_NO4_24.pdf
- ・中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」
<https://www.chusho.meti.go.jp/BCP/>
- ・関東弁護士会連合会 平成29年度シンポジウム小冊子「事業継続に求められる企業の安全配慮義務と安全対策」
http://www.kanto-ba.org/symposium/detail/file/h29_jirei.pdf

第4 附録

——法律事務所の防災チェックリスト

本チェックリストは、法律事務所で実施する最小限の災害対策を整理したものである。

「1 リスクや義務の確認」では、事務所所在地の災害リスクや耐震改修、保険の内容をあらためて確認し、リスクを把握しよう。また、東京都帰宅困難者対策条例では、施設の安全を確認した上で、事務局員を事業所内に留まらせる、一斉帰宅抑制の努力義務があることに注意を要する。そのため少なくとも3日分の水・食料等の備蓄が推奨される。

「2 計画の策定」では、災害時の対応をも盛り込んだBCPを策定しよう。災害はいつ発生するか分からないので、誰でも、また、停電しても活用できるように紙に印刷して、複数設置する等しよう。

「3 個別の対策」では、連絡手段の確保、事務所内の安全の確保、災害発生時に事務所内にとどまる場合と避難する場合それぞれの準備等を進めよう。

「4 事務所内の共有」では、対策の内容について、担当者だけでなく弁護士及び事務局員の全員で共有しよう。共有する中で、さらにBCPのブラッシュアップが進むはずである。

もし何から始めてよいか迷ったら、リストの中の取り組みやすい項目から実施していただきたい。ただし、本リストは最小限の項目であるため、他にも必要な対策があれば実施しよう。

No.	内容	✓
1 リスクや義務の確認		
(1)	ハザードマップを見て、事務所所在地の災害リスクを確認した。 	☐
(2)	(事務所建物が昭和56年以前築の場合) 耐震改修がされていることを確認した。	☐
(3)	事務所で加入している火災保険や家財保険等の内容を確認した。	☐
(4)	帰宅困難者対策条例や震災対策条例の内容を確認した。 	☐
2 計画の策定		
(5)	事務所のBCPを策定した。 ※誰でも・停電時でも使えるよう、複数部印刷して備え置きましょう。	☐
(6)	災害発生時にすることの内容や順序を整理し、災害対策マニュアルとしてまとめた(BCPに盛り込んだ)。	☐

No.	内容	✓
3 個別の対策		
(7)	災害時における家族との連絡手段を複数準備した。	☐
(8)	災害時の連絡先(事務局員の家族や依頼者を含む)を整理した。	☐
(9)	地震から生じる火災を防ぐために可能な対応(感震ブレーカの導入等)を行った。	☐
(10)	転倒や落下のおそれがある什器・備品等を固定等した。	☐
(11)	重要な物品・データを保護する対策を行った。	☐
(12)	災害時、事務所が安全でない場合の避難場所と避難経路を確認した。	☐
(13)	災害時、事務所から避難する場合の非常用持ち出し袋を準備した。	☐
(14)	災害時、事務所に滞在する場合に備え、少なくとも3日間、事務所に滞在できる水・食料等を備蓄した。	☐
(15)	避難や消火の訓練を、年1回以上実施(若しくは参加)している。	☐
4 事務所内の共有		
(16)	対策を弁護士・事務局員全員で共有している。	☐

歌舞伎俳優

中村 獅童さん

今回のゲストは、歌舞伎役者としてはもちろん大河ドラマや数々の映画出演など幅広いジャンルで大活躍中の中村獅童さん。落ち着いた真摯な人柄がにじみ出るインタビューとなりました。

ご自身の演技や6月大歌舞伎で襲名披露した息子さんとのことのみならず、歌舞伎の普及や後進の育成、歌舞伎本来のありようなど歌舞伎界全体の過去、現在そして未来を見据えた心構えと実践、「伝統を守りつつ革新し続ける」歌舞伎役者としての矜持など、熱い思いをユーモアを交えながら丁寧に語っていただきました。希望をもって日々精進する姿勢は私たちの仕事にも大いに参考になるものだと思います。

聞き手・構成：野間 自子、佐藤 光子、小峯 健介
写真撮影：坂 仁根



—— 獅童さんは歌舞伎の名門の出ですが、後ろ盾がなかったため長い間役に恵まれませんでした。

父親が歌舞伎界にいなかったのも、主役になるのは難しいと言われていました。でも与えられた運命に負けることなく、自分で勝ち取って人生を切り拓いていくという目標をもって頑張りました。

—— 獅童さんは、2020年に『義経千本桜』で、初めて古典で歌舞伎座の主役をされましたね。

ホームグラウンドである歌舞伎座で古典の主演をやらせていただくことには特別な思いがありました。後に(尾上)松也君が僕に「獅童さんがああいうふうになれたから、自分も頑張れば主役ができるかもしれない」と言ってくれたのがとても嬉しかったです。そういう勇気を与える役者でないといけないと思いました。

—— 役者の仕事とは

台本に書かれていないところ(行間)を、どれだけ自分で構築できるかが、我々の仕事でもあり、役者の個性に繋がってくると思います。

—— 役作りは大変ですか。

役作りは毎回緊張します。苦しさを乗り越えるため歌舞伎なら稽古、現代劇なら役作り。台本を読んでこの人はどんな人生を歩んできたのかなと想像します。苦しさを越えられたときにちょっと楽しさや演じる喜びが見えてくる。なかなか難しいことなんですけど、そこを理想にやっています。毎回苦しいことの方が多いですけどね。

—— 演技派といわれますね。

何やっても下手だなと思います。自分の表現力に関しては、いつもクエスチョン。完璧なんてことは全然なくて「あんた、それでいいの？」という気持ちをいつも持っています。満足するなんて死ぬまでないかもしれないし、満足できないから一生続けるのかもしれないです。それでも声を掛けてくださるからやらせていただいているわけで、努力をするのは当たり前です。

—— はまり役といわれる役がありますよね。

そういわれるのは役者冥利に尽きます。実際は、はまり役なんてなくてそう見せるのが役者の技量じゃないかと思っています。例えば、やくざの役をやっていると、あなたはやくざに向いているという人がいますが、普段は全くやくざじゃないわけです。この人絶対怖い人だよねと思わせるのが、悪い役をやっていて楽しいところです。

——モチベーションはどうやって維持していますか。

若いときの熱い思いは、歳を重ねても忘れちゃいけないと思います。モチベーションって難しくて、目標が手に入ると、次はその維持自体が課題になってきます。歌舞伎役者だから安泰という思いはなく、危機感を持って挑戦していく気持ちを忘れないようにしています。

——健康管理で意識していращやることはありますか。

ジムに行っています。食べ物に関しては、夏冬拘らず栄養バランスのよい鍋料理が多いです。野菜をたくさん食べて、ちょっと疲れたなと思うときはお肉多めにしたり。公演中は特にそう。睡眠も大事だと、この歳になって思います。

——獅童さんはエゴサーチもされるそうですね。

僕のことが大嫌いで絶対けなす人が1人いて、獅童の芝居を観ていたら酒がますぐなったとか、じゃあ、頼むから観ないでと思いますが、毎回観るんですよ(笑)。

芝居がいい、悪いは、切符を買って観にきてくださったお客様のご意見で自由ですからわりかし平常心で目を通せます。ただネットへ書き込むときは誰もが自由に見られるところに出すという意識を持ってもらいたいです。

——お客様のご意見は役立っていますか。

例えば「コクーン歌舞伎」のときはお客様アンケートがあります。(故十八世中村)勘三郎兄さんもそうでしたが、僕らもそれ全部に目を通します。劇場の人が、目立つところに置いておいてくれるので自由に楽屋に持って行って読むことができます。読むと、なるほどと思うことが結構あります。褒めてくださるのも嬉しいですが、あそこの演出、こうしたらもっとよかった、なんて意見もあります。僕なんかは、いや、おっしやる通り、明日からそこを意識しようと思ったり、実際に変えたりしています。

歌舞伎、特に古典歌舞伎は、客観的に演技を見てくれる監督や演出家がいまないので、自分で演出家的な面を持たないといけません。だからこそお客様のご意見がものすごく参考になります。それで舞台出演中はエゴサーチをわりとします。

——獅童さんは、『あらしのよるに』や『超歌舞伎』などで、革新的取組みをされています。

普通に考えたら映像との共演は不可能ですが、「不可能だろうと思われることにチャレンジする」のが中村獅童です。(初音)ミクさんのファンの方たちにも歌舞伎に親しんでもらい、従来からの歌舞伎ファンにも楽しんでいただけるようなエンターテインメントができればいいなという思いでした。

ミクさんの代表曲『千本桜』が大ヒット中だったので、歌舞伎の名作『義経千本桜』に絡めて、『今昔饗宴千本桜』という作品を作りました。

——初演から8年、舞台も技術も随分進歩しましたね。

生身の人間以外との共演は初めての経験で、ミクさんの独特のセリフの間への慣れや踊りのときの息の合わせ方など信頼関係を徐々に築き上げていったように思います。NTTさんの並々ならぬご努力と最新テクノロジーによって、この間、音響が格段に進歩し、ミクさんの姿がどんどん鮮明になっていきました。この公演を通じて歌舞伎におけるデジタルの在り方が明確になってきたように思います。

——『超歌舞伎』は南座とか歌舞伎座など歌舞伎の本拠地でも上演されましたね。

ドワンゴさんのイベント「ニコニコ超会議」の一環として幕張メッセで始まったものですが、いずれは歌舞伎を上演する劇場でやってみたいという思いは初演時から心の中にありました。皆様のご賛同によってやっと実現できました。

——お客様の反応はいかがでしたか。

最初は不安でした。特に南座で上演するときに古典好きのお客様がこの独特なノリについていけるのかと心配でした。ところが最後、皆様ペンライトを持って、総立ちになってくださいました。その光景を見たときやってよかったなと思いました。ミクさんファンのオタクと言われる方たちがペンライトを今まで触ったことのないような方たちにこのタイミングで振ってくださいと教えたり、ペンライトを貸したりとかして。新旧ファンと一緒に夢を見、笑い、泣く時間を過ごす空間。これが『超歌舞伎』のいいところだと思います。

——ペンライトは舞台から見えていても、普段と違っていませんか。

声援によって、弱りかけていた主人公が蘇って、悪者を退治するという王道ストーリーですが、今まで見た

ことのない南座・歌舞伎座の風景が実現できたことは大きな喜びでした。

開演前には在庫があったペンライトが、終演後に完売するという面白い現象も起きました。古くからの歌舞伎ファンの方がどういうわけか帰りがけに買っていくんです。楽しかったからまた来ようとか、孫にプレゼントしようとか。

——「電話屋」とか「初音屋」などの新しい屋号の掛け声も出てきましたね

全部、自然発生です。最近では息子が出てくると、「ジュニ屋」ですよ。そして僕が出てくると「ちちお屋」。ミクさんファンの方たち、なかなかしゃれっ気があって面白いです。普段の歌舞伎では大向うさんが声掛けしますから一般の方は声掛けしにくいと思います。

この点、『超歌舞伎』に限っては自由なんです。最新テクノロジーを取り入れた新作ですが、性根にあるのは、江戸時代の庶民が歌舞伎を見て熱狂した、その精神です。僕も常に歌舞伎は大衆の楽しむものという原点を意識しています。

—— コロナ禍で声が出せないとき、大向う付オリジナルペンライトが出てきたそうですね。

コロナ禍で、劇場では声出しが禁止になりましたが、掛け声がないとどうにも盛り上がりには欠ける。苦肉の策ですね。ペンライトに大向うさんの掛け声を録音して、ボタンを押したら出るようにできないかというのが始まりです。

—— 生配信の時は書き込みもありますね。

幕張メッセでは生配信しているので、引っ込んでいるときは書き込みを見られます。例えば鉄杖という自撮り棒に似た持ち物がありますが、「何だ、あの自撮り棒みたいなの」「あれは鉄杖といって舞踊なんかによく出てくるよ」みたいに、上級者の方が初心者の方に教えている光景なども目にします。生配信はそういうお客様同士の交流ができるので楽しいコンテンツではないかと思っています。

——『超歌舞伎』は観客層を広げるというのに大きく貢献しました。

それが自分の使命だと思っています。歌舞伎を見たことのない若い世代の方たちにも振り向いてもらえました。そういう意義が『超歌舞伎』にはあります。

——『あらしのように』では、お子さん達も大勢いらっやったそうですが、お子さんと歌舞伎についてはどう思われていますか。

『あらしのように』がアナログな歌舞伎の古典を題材にした世界観だとしたら、『超歌舞伎』は古典歌舞伎とデジタルとの融合、バーチャルな歌舞伎。それぞれスタイルは違いますが、共通して言えるのは、お子様から歌舞伎上級者まで楽しんでいただける点です。

7月の『HOW TO かぶき』の巡業も（尾上）菊之助さんと共演する12月の歌舞伎座公演『あらしのように』もお子さんたちと楽しめるものです。彼らが、息子たちと一緒に歳を重ね、大人になっても歌舞伎をみようというふうになっていって欲しいですし、そうしないと先細りになってしまいます。今日明日のこととても大事ですが、それだけでなく20年後、30年後の未来をも見据えないといけません。

—— 歌舞伎界は世襲制度の根強い世界のようにも見えますが、獅童さんはいわゆる梨園の出ではない人の抜擢とか、若手の方の引き上げに尽力されていると聞いています。

世襲制は多面的に考えるべきテーマです。

例えば獅童の息子の舞台を観た人が彼の成長を見届けたいと思い、実際見続けることのできる演劇が歌舞伎なんです。私は、あの子のお父さんの代、おじいちゃんの代から応援しているのよと自慢話ができるのも歌舞伎です。ですから、世襲制というのはファン目線で言うと、歌舞伎の楽しみ方の1つであって、いいことなんです。

同時に、ではお弟子さんたちが一生主役になれないのかと問われたときに、それではいけないと思っています。光るものがあれば出自に関係なくその人をもっと抜擢してほしいと願うのもファン心理です。

今、個人的に僕が抜擢したということになっていますが、業界全体を考えたとき、世襲制のスターだけではなく、そうでない人たちの中からもスターをつくっていく必要があります。

ただ、お弟子さんにも2通りあります。師匠を一生支え続ける。これも本当に素晴らしい考え方で、そういう方たちがいらっやらないと芝居は成り立ちません。

もう1つは支えつつも機会があったらいい役をやってみたいと思う人たちです。これも素晴らしい考え方で、その思いを無駄にはしてはいけません。

歌舞伎も時代に合わせ、変えるべきところは変え、大切に残さなきゃいけないところは残すべきです。同じ

ことをやり続けているだけではだめです。時代とお客様が求めるものを真剣に考えてかないと。

—— コロナ禍は舞台関係者にとっては、大ダメージだったと思います。

緊急事態宣言のとき、公演は中止、その後の予定も全て白紙になったわけです。悔しいと同時に苦しい、人生最大のピンチでした。僕は家族がいましたが、1人でずっと耐えるしかなかった人たちは本当に気が滅入って不安になったと思います。

—— この間、獅童さんは、ミームニッポンプロジェクト (meme nippon project) や舞台配信など多様な活動をされていらっしゃいましたね。

未来につながる、未来への希望をもてるような公演を目指しました。それがミームと『超歌舞伎』の配信です。

歌舞伎界での配信の元祖は『超歌舞伎』だと自負していますが、こういうときだからこそ無観客、生配信でやりましょうとお願いして実現しました。このときの『超歌舞伎』は澤村國矢君と一門の中村獅一が主人公でした。コロナ禍で観劇できないファンの方たちに楽しんでいただくことが大前提でしたが、お弟子さんたちも頑張れば真ん中に立てるという希望になればいいなという気持ちが僕の中にはありました。

—— この時期、ご家族との触れ合いも増えましたね。

家族の関係ではかけがえのない時間になりました。コロナ禍がなければあれだけ子供たちと毎日一緒に過ごすことはなかったです。キャンピングカーで旅もしましたが、楽しすぎて2年待ちで購入してしまいました。少年の頃、こういう車って夢だったんです。

—— コロナ禍はマイナスばかりではなかったのですね。

マイナス×マイナスでなくて、ピンチをプラスに変えるのが人生だと思っています。1回ストップして、原点や未来を考える時間を神様が与えてくださったと思いました。この時期が一概に苦しいだけの時間で終わらず、未来を考え、明日への活力を養える時間となったのはよかったと思います。

—— 歌舞伎は、昔から面白さを追求し、その時代の人の嗜好や空気を取り入れてきたように思います。

歌舞伎はずっと庶民の娯楽でした。TVや映画、ニ

ューズの役割もありました。江戸時代、アイドル、スーパーヒーロー、ファッションリーダー、あらゆる存在が歌舞伎役者でした。誰もが気軽に楽しめる芸能だったし、流行の最先端だった。その精神は現代を生きる我々自身も持っています。最先端だし、最先端を目指しています。

—— 獅童さんの生きざまは伝統的な歌舞伎役者だなと思います。

『超歌舞伎』は、新しい奇抜なことをやっているようで、精神的に言えば江戸時代の傾く精神を受け継いでいます。当時、最新テクノロジーがあったら絶対やっていたはずですよ。結局、『超歌舞伎』で現れた光景は江戸時代なんですよ。

伝統を守りつつ革新していくことが大切です。

—— これからやってみたいことは何ですか。

『超歌舞伎』は20カ国ぐらいで配信したのかな。今度は現地で古典と新作のバランスのとれた舞台ができたらいいなと思います。

—— 歌舞伎の魅力というのは、どういうところにありますか。

デジタル時代の現在、四季は曖昧になり、自然も失われつつあります。

これに対して歌舞伎には四季がはっきりと残り、日本人特有の義理人情、親子の絆など生身の人間の感動があります。こういうアナログな世界が今後一層貴重になっていくと思います。

—— 独立したてで苦勞している若い弁護士をはじめとする頑張っている人向けのエールをお願いします。

少年のときに抱いていた気持ちを忘れず自分らしい生き方を続けていってほしいです。日々の積み重ねがやがてその人の生きざま、個性につながって、その人らしい魅力につながっていくと思います。夢や希望を大切にしてください。これは、僕自身にも言えることです。

プロフィール なかむら・しどう

1972年生。東京都出身。日本大学藝術学部演劇学科 (名誉) 卒業。8歳で初舞台、二代目中村獅童を襲名。屋号「萬屋」。歌舞伎、ドラマ、映画、アニメ (声優)、舞台などジャンルを問わず多彩な才能を発揮。1997年国立劇場特別賞、2002年映画「ピンポン」で日本アカデミー賞新人賞他5冠、2004年日本アカデミー賞優秀助演男優賞、2005年ゴールデアロー賞演劇賞他受賞多数。伝統的な歌舞伎に加え「超歌舞伎」他新作歌舞伎に出演。歌舞伎の普及や後進の育成にも尽力。

駐日トルコ共和国大使館との友好イベントご報告

コルクット・ギュンゲン 駐日トルコ共和国大使閣下ご講演「トルコ～三大陸が交わる物語～」

国際委員会 副委員長
弁護士活動領域拡大推進本部(リーガルサービスジョイントセンター) 国際業務推進部会 部会長 **三好 慶** (60期)

1 開催の経緯

2024年4月12日、国際委員会及び弁護士活動領域拡大推進本部の企画として、コルクット・ギュンゲン大使閣下（以下「ギュンゲン大使閣下」という）との当会会長室での会談、及び、ギュンゲン大使閣下の講演会が開催された。

これは、2023年度のグランドデザイン構築PT国際チーム（現・弁護士活動領域拡大推進本部 国際業務推進部会）としての活動にて、三好慶国際委員会副委員長（以下「当職」という）が大使館商務部を訪問のうえ、松田純一前会長のギュンゲン大使閣下への表敬訪問を要請し、これを受け、トルコ大使館より、松田前会長がギュンゲン大使閣下との昼食会に正式に招待され、当職とともに大使公邸を訪問したことから実現した企画である。

本稿では、当日の会長室会談の様子と講演会の内容について、以下、ご報告する。

2 会長室での会談

(1) 会談の参加者

会長室での会談には、トルコ大使館より、ギュンゲン大使閣下、大使秘書齋藤いづみ氏（通訳）、当会より、上田智司会長、二瓶茂副会長、町田行功副会長、福崎聖子副会長、松田前会長、当職（司会進行）が参加した。

(2) 会談の内容

会談においては、コーヒーを飲みながらの和やかな雰囲気の中、まず、松田前会長より、当日に至るまでの経緯の紹介があった。

そのうえで、司会進行を受け、上田会長より、正式に、大使閣下のご来訪への謝辞が伝えられ、また、トルコが大変親日的であることへの感謝の想いが述べられた。

これを受け、大使閣下からも、トルコは、日本という国を大切に考えており、また、当会との関係も同様に大切に考えているとのコメントがなされた。



また、二瓶副会長、町田副会長、福崎副会長からも、自身らがトルコに旅行で訪れた際の素晴らしい印象やエピソードとともに、2024年度の執行部として外国要人をお迎えする初めての機会であること等が語られ、大使閣下からも、そのような印象やエピソードへのコメントとともに、貴重な機会に大使館を代表して訪問でき嬉しく思うとのコメントがなされた。

(3) フォトセッション

会談終了後は、フォトセッションが開催され、2024年3月デビューの当会公式キャラクターである「べんとらー」のボードとともに、ギュンゲン大使閣下及び理事者にてグループフォトの撮影が行われた。



3 講演会の開催

(1) 開会挨拶

松田前会長より、当日に至るまでの経緯の紹介とともに、ギュンゲン大使閣下への謝辞と、講演を大変楽しみにしている旨の挨拶がなされた。

(2) 大使閣下のご講演内容

松田前会長の開会挨拶後、当職の司会アナウンスを受け、ギュンゲン大使閣下の講演「トルコ～三大陸が交わる物語～」がスタートした。

その内容については、以下、概略をご紹介します（紙面の都合でその全てを紹介することはできず、その点、ご容赦いただきたい）。



① 三大陸が交わる場所としてのトルコ

トルコ民族は、中央アジアが起源である。そのため、トルコ語は、日本語に近い言語であるが、他方、文字自体は、当初の文字から、アラビア語、そして、ローマ字へと変容している。

トルコは、多様性の文化であり、宗教もイスラム教のほか、ユダヤ教、キリスト教と多岐にわたる。トルコ料理も多様性からなる料理が、オスマン宮廷料理を経て洗練され昇華されたものになっている。

② 国際外交におけるトルコ

NATOでは活発な貢献をしている。EUへの加盟交渉は継続中であるものの、欧州評議会の創設メンバーとなっている。また、G20については、設立当初からのメンバーであり、2015年には議長国を務めた。

国連安全保障理事会では、2009-2010年に非常任理事国を務め、エルドアン大統領は、五大国が大きな権限を持つ現状に、「世界は5カ国よりも広い」と改革を呼び掛けている。

また、在外公館の数は、261であり、米国、中国に次ぐ世界第3位の数となっている。

③ トルコと日本の二国間関係

トルコと日本との間での二国間関係についても、2013年に戦略的パートナーシップが締結され、様々な分野での協力が行われている。また、トルコと日本とは、1924年の国交樹立から100周年という節目の年になっている。

映画「海難1890」では、1890年のエルトゥールル号の海難事件のほか、イランイラク戦争でのトルコによる邦人救出も描かれている。

なお、講演中に、ヨーロッパの地図と、中東の地図を、トルコを結節点として組み合わせたスライドの投影があったが、視覚的にも、ヨーロッパとアジアの結節点であるトルコの地理的、政治的、経済的、文化的立ち位置が良く理解できるものであった。

(3) 質疑応答

当会の参加者より、トルコの親日感情の理由から、イスラム法との関わりに至るまで、様々なトピックスについて、活発な質疑応答が行われた。

特に、イスラム法との関わりに関する質問については、ギュンゲン大使閣下より、オスマントルコの時代はイスラム法を基本としていたが、トルコ共和国の建国後、スイス法を継受しているとの説明とともに、現在、トルコは、「イスラムの国」ではなく、あくまで「国民の多くがイスラムである国」というスタンスであるため、政府機関において、何らかの宗教的な色彩や義務があるというものでもない、との説明がなされたのが印象的であった。



(4) 閉会の辞

上田会長より、ギュンゲン大使閣下に謝辞を述べるとともに、オスマン帝国における文化の受容がトルコという国の多様性や魅力の源泉であること等に感銘を受けたことが述べられた。

(5) フォトセッション

講演会終了後、フォトセッションが行われ、ギュンゲン大使閣下や理事者らにおいて、グループフォトの撮影を行った。

4 おわりに

本友好イベントは、2023年度のグランドデザイン構築PTにおけるトルコ大使館との交流が契機となって実現したものである。

会長室での意見交換は、終始和やかな雰囲気にて進行し、ギュンゲン大使閣下と当会理事者との間での信頼関係を構築するものとなった。また、講演会それ自体も、ギュンゲン大使閣下の講演が大変充実した素晴らしい内容であったこともあり、活発な質疑応答がなされ、トルコ大使館と当会との友好関係の醸成に寄与するものとなった。

最後に、このように有意義な友好イベントを共催して下さった、ギュンゲン大使閣下及びトルコ大使館の皆様へ深い感謝の意を表し、本稿の結びとさせていただきます。

東京弁護士会百五十年史プロジェクトチーム始まりました

東京弁護士会百五十年史プロジェクトチーム 座長 山岸 憲司 (25 期)

同 事務局長 堂野 達之 (52 期)

未来を拓く過去との対話を

東京弁護士会百五十年史プロジェクトチーム
座長 山岸 憲司 (25 期)

この数十年の社会の変容は著しく、弁護士及び弁護士会を取り巻く時代環境の変化も激しい。我々は、その中で、司法をめぐる困難な課題に対処し、大いなる熱量をもって取り組み、社会的使命を果たしてきた。司法制度改革にあっては、制度設計の議論をリードし、制度の運営には担い手となって押し進めてきた。

しかしながら、「歴史とは、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話である」(E・H・カー)と言われるように、我々は、歴史的事実を整理分析し、過去に目指したことを現在の価値観でも評価し、足らざるは補い、改善すべきは改善していかなければならない。それによって、より良い司法の構築、なすべき業務改革の実現に向けて新たな歴史を紡いでいくことができれば幸いである。

「東京弁護士会百五十年史」を作ってみませんか

東京弁護士会百五十年史プロジェクトチーム
事務局長 堂野 達之 (52 期)

1 創立150周年を迎えるにあたって

当会は、その前身である東京代言人組合が1880(明治13)年6月29日の創立総会で設立され、2030(令和12)年6月29日に創立150周年を迎えます。

150年という人生約2周分の長い年月の間に、大正デモクラシー、アジア・太平洋戦争、日本国憲法制定、高度経済成長、バブル崩壊、大震災、新型コロナ禍等々と、我

が国の政治・社会・経済のあり様は変化し続け、司法制度や弁護士制度も大きな変革を遂げてきました。当会も、全国最大の弁護士会として、会員一人一人が努力や工夫を重ねて、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために様々な活動を展開し、対外的な意見表明を重ね、喜怒哀楽を伴いながら、歴史を紡いできました。

創立150周年を迎えるにあたり、当会150年の歴史を記す「東京弁護士会百五十年史」を発刊すべく、2023(令和5)年11月に「東京弁護士会百五十年史プロジェクトチーム」(以下「当PT」といいます)が発足し、活動を開始しています。

2 「東京弁護士会百年史」の後継として

当会の創立百周年(1983(昭和58)年)の際には、当会が「東京弁護士会百年史」(以下「百年史」といいます)を発刊しました。

「百年史」は本文だけで1100頁弱という大著で、会員の先輩方が分担して執筆しておられます。司法制度の変革や政治・社会・経済のうねりの中で、人権擁護活動や弁護士自治獲得など、各時代で弁護士会や弁護士がどのように考え、議論し、行動してきたか、自由闊達に生き生きと描かれています。また、組織や規程、人事も含めた当時の詳細な事実が入念に調査されており、資料としても価値が高いと言えます。

この「百年史」をベースに、司法改革総合センターの東京弁護士会歴史研究会(通称「REKIKEN」)は、2021年11月号からLIBRA誌上で「東弁今昔物語～150周年を目指して」を連載しており、多くの会員から好評価が寄せられています。当PTは、主に創立101年から150年までを対象にして、「百年史」を継承しつつ、その「百年史」を超える「百五十年史」を作っていくことを目指しています。

3 当会の歴史を残し、DNAを探究し、未来へ向かう

当会は、人権擁護や司法アクセス向上のために会員各自

や各委員会が個性を活かした多様な活動を展開し、節目節目で重大なテーマについて対外的な意見を発信し、ときには議論を喚起し、市民の権利を護りながら安心を与え、社会からの信頼を得てきました。

創立150周年を機に、各会員の悩みや苦勞、喜びなどの生き様や、何を考え何を議論したか、社会とどのような相互作用があったかなど、多角的な観点から我々の活動の詳細な記録を残し、次世代の会員へ着実に引き継ぐことにより、会や市民にも確かな形を示していきたいです。

そして、これまでの当会の歴史の蓄積を総括し、弁護士そして弁護士会の変わらない、変えてはならない本質、DNAを探究しつつ、これらを踏まえ、これからの社会や市民に向けて我々が何をなすべきかの未来を展望していければと考えています。

全体主義社会のディストピアを描いたジョージ・オーウェルの「1984年」では、主人公が勤める「真理省」が、日々、歴史記録をひたすらに改ざんしていました。「1984年」の世界とは真逆に、個人の尊厳や多様性、寛容を重んじる我々弁護士が、我々自身の歴史を記録として残していくことは、後世のための責務であると言えるでしょう。

4 東京弁護士会百五十年史プロジェクトチームの活動

当PTでは、主に三つの活動を行っています。

一つ目は、「百五十年史」本体の編纂です。手始めに過去の東弁新聞やLIBRA等を紐解きつつ（これらを読み出すと、懐かしい写真や記事が満載で、色々と感慨にふけてしまい、他の業務が手につかなくなる面もあります…）年表を手分けして作成し、全体的な構想を練っているところです。現時点では、通史的なものと、各種委員会活動等の分野・テーマごとのものと、二段構えという方向性が出ています。

二つ目は、先進会員へのインタビュー企画です。REKIKENと連携しながら、弁護士としての生き様や経験や活動などをうかがい、動画等で保存する取り組みをして



います。既に何名かの先進会員からはインタビュー済みです。先進会員の皆さんは、それぞれに個性豊かで、様々な体験を重ねて独自の見識を持っておられます。インタビューアとして生で貴重な話を伺えるのは大変勉強になると好評です。また、各会派に協力をお願いすることも検討していきます。

三つ目は、史料室の設置の準備です。現在、弁護士会館4階にある旧喫煙室が空いています。この部屋を史料室として活用すべく、当PTで準備を進めています。展示すべき年表や写真パネルの作成、法服や看板などの「お宝」の発掘、後世に残したい資料・書籍・文献の収集などを検討中です。文字データの「百年史」と立体的な「史料室」が組み合わさることで、当会の歴史を会員や市民へより深く伝えることができます。

5 東京弁護士会百五十年史プロジェクトチームへ参加してみませんか

当PTは始動したばかりです。「百五十年史」の編集、先進会員へのインタビュー、史料室の準備等、関心のある方は是非ご参加ください。当PTは基本的に「百五十年史」の編集を担いますが、「百五十年史」の記事自体を執筆したいという方も大歓迎ですし、当会の歴史を残していくための企画のアイデアをお持ちの方もお待ちしております。当PTに興味のある方は、司法調査課（03-3581-2207）にご連絡ください。

山形県弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告

新進会員活動委員会 2023 年度委員長 稲村 宥人 (71 期)

1 開催概要

去る 2024 年 3 月 22 日、山形県弁護士会館の会議室において、「就業問題を含む若手弁護士の就業環境について～山形・東京の魅力と課題～」と題し、山形県弁護士会の 72 期から 76 期の若手弁護士 7 名と当会新進会員活動委員会委員との意見交換会を開催いたしました。新進会員活動委員会からは、71 期 2 名、72 期 3 名、74 期 1 名、75 期 1 名の計 7 名の会員が参加しました。

2 当日の様子

当日は新進会員活動委員会から開催の御礼と意見交換会のテーマ選定の理由について説明した後、主に①今の単位会で登録をした経緯、②現在の業務内容、③受任の経緯や営業活動の内容、④委員会や会務活動の負担状況についてフリーディスカッション形式で意見交換を行いました。

まず、登録の経緯については山形県弁護士会ではご親族が弁護士を含む士業として独立されている方が多く、ご親族の誘いで登録した方が比較的多いようであり、それ以外でも、ほとんどが親族とのつながりや出身地、修習地であったといった、元々の地縁があるために山形にて登録をしたというお話を伺いました。

また、現在の業務内容については、家事事件（離婚事件）や刑事事件を中心に満遍なく様々なテーマの業務を手がけているということでした。当日訪問をした当会委員は、特定の分野に特化して業務の深掘りをしている者が多く、登録期が同じでも全く異なる業務を手がけていることが印象的でした。

受任の経緯や営業活動については、山形ではやはり紹介案件が多く、純粋な新規の受任は月 1～2 回の法律相談からのものが多いということでした。東京で近年みられるようになったウェブサイトによる集客は山形県弁護士会ではまだあまり主流ではなくウェブサイトを持っている法律事務所の数もそれほど多くないということでした。他方でウェブサイトを持っている法律事務所は県内居住者からのウェブサイト経由での相談が集まっている傾向があるとのことでした。



委員会や会務活動については、それなりに負担感があるものの、まだ人手不足というほどまでは至っていないということでした。

なお、山形県弁護士会の会員からはロマンス詐欺に代表される非弁提携業者と提携する弁護士の勧誘広告を見て都市圏の弁護士に依頼した方がトラブルに巻き込まれ、県内の弁護士に相談する事例をよく聞くという、耳の痛い指摘をいただくこともありました。

3 若手会員同士の意見交換の意義

新進会員活動委員会では、これまで札幌、仙台、京都、福岡、熊本、沖縄と様々な規模の単位会の若手会員と意見交換を重ねており、若手会員が抱える様々な課題意識や業務の実情について知見を深めています。このような当会以外の各単位会に所属する同年代の若手弁護士が現在置かれている状況、各単位会の若手支援制度、各単位会の若手会員の業務や会務活動などへの取り組み方についても調査し、当会の比較対象とすることは非常に有益であり、登録 5 年目までの新進会員のみで組織する当委員会の今後の活動の企画立案を積極的に行っていくためには不可欠です。

また、これら意見交換会の機会を経て繋いだ縁が、「若手サミット」など単位会を超えた若手会員同士の意見発信の契機となっています。

新進会員活動委員会では今後もこのような他単位会の若手会員との意見交換を続けていきたいと考えています。

チーム上田から オール東弁へ

穏やかな滑り出し

副会長に就任し、あっという間に5か月が経ちましたが、予想以上に穏やかな滑り出しであったと感じます。これも、前任者による丁寧な引き継ぎと、会務経験の乏しい私に日々指導・助言をくださる事務局長・次長の存在、そして、当会が果たしてきた公益的な役割を理解し、自らもその一端を積極的に担おうとされる職員一人ひとりのご協力の賜物です。

紙面をお借りして御礼申し上げます。

副会長の業務

副会長の一日は、決裁に始まり決裁に終わると言っても過言ではありません。担当委員会にかかわることはもとより、担当外の様々な稟議事項に日々向き合い、それなりのスピードで判断を下すことが要求されます。知らないことも多く、キャパの限られた脳をフル回転させなければ、円滑な理事者業務は覚束ないといえます。

時には海外からの来賓の接遇、裁判所、検察庁、警察公安関係者との会合、隣接士業との意見交換の機会などもあります。そして、そのたびに、トップ・バーである当会に対する期待の高さを感じます。

チーム上田の一員として

理事者室における私の拠り所は、会長と筆頭存在です。上田会長には、就任当初から温かく見守っていただいており、また、業務の面では、二瓶筆頭副会長に余りにも多くを担っていただいております。

また、4人の同僚副会長（それに、2人の監事）とのセッションには、毎々目を開かれる思いです。皆さん会務経験が豊富で、知識も桁外れです。そして、思慮深くありながら、一言ある方ばかりです。ゆえに、理事者会での議論は毎回白熱し、一体どこへ行ってしまおうのか？

副会長 町田 行功（49期）

主な担当業務：紛争解決センター、住宅紛争審査会、外国人、民事介入暴力対策、公害・環境、紛議調停、不服審査、国際、中小企業センター、業務改革、業務妨害、税務、弁政連、会員サポート、情報システム、個人情報等



と心配になることもしばしばです。でも、そこはバランス感覚の優れた皆さんのこと、なぜか、落ち着くべきところに落ち着くのが常です。そんな議論が心地よい疲労感となっているのか、帰宅後は実によく眠れます。

財務的制約の中で

さて、当会が抱えている課題は、例えば、2028年の業務システム刷新、会館の大規模修繕、会館セキュリティ問題、委員会活動や広報（キャラクター活用を含む）の充実、国内外における当会のプレゼンス確保など多岐にわたりますが、これらは全て、財務的制約の存在を抜きにして語ることはできません。

しかし、だからと言って、当会でなければ成しえず、市民からの信頼の源となっている幅広く、厚みのある人権活動や、多様な価値観が共存し、法の支配が隅々まで及ぶ包摂的で公正な社会の実現に向けた会員の諸活動が、制約を受けたり、継続の危機に晒されたりすることがあってはなりません。

オール東弁を目指して

かように財政的に窮屈な中であればこそ、私たちチーム上田は、会員や職員の意見をより一層どん欲に求め、謙虚な気持ちでそれらに耳を傾けつつ、知恵を絞り、柔軟な発想をもって、課題克服に向けて努力を尽くさねばなりません。

しかし、単年度理事者のできることに限りがあることも事実です。

なので、“今こそ、チーム上田からオール東弁へ！”

会員、職員の皆様、どうか当会の持続可能性により一層の関心をお寄せいただき、更なるご協力と叱咤激励を宜しく願いいたします。

それでは、理事者室でお待ちしております。

2024(令和6)年6月10日開催 東京地方裁判所委員会報告

「在宅勤務におけるデジタルツールの活用について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 島田 耕一 (45 期)

令和6年6月10日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「在宅勤務におけるデジタルツールの活用について」です。

1 裁判所からの報告

最初に、野口宣大民事第36部部総括判事から、裁判所における現状についての説明がありました。

まず、現在の民事部における裁判官の勤務実態としては、毎日登庁しているものの、非開廷日のいずれか1日を在宅勤務とすることは可能とのことであり、コロナ禍以後、テレワーク等の活用がより重要になってきている旨の説明がありました。

また、仕事と家庭生活の両立の必要性やワークライフバランスについての意識の高まり等により、在宅勤務の活用に対するニーズが高まって来たところに、民事裁判手続において、ウェブ会議の利用、Teamsの投稿機能を利用した訴訟代理人との期日の結果の共有といったデジタル化の進展があったことも重なり、在宅勤務においてデジタルツールを活用するニーズが増加しているとのことでした。

そこで、裁判所では、令和5年10月にM (Microsoft) 365を導入し、これにより裁判官の私物のスマホやパソコンからもOutlookの予定表やTeamsの期日情報にアクセスができるようになり、自宅に居ながら、文書参照・編集もできるようになっただけでなく、裁判官相互や裁判所職員との間での打合せも可能になったとのことでした。

今後の展望と課題としては、テレワーク運用上の課題として、勤務管理、長時間労働対策、健康管理、職員相互のコミュニケーション、人材育成等が挙げられ、また、これに加えて、デジタルツールの活用・工夫例、活用スキルの向上等についても委員の意見を伺いたい、とのことでした。

2 質疑応答・意見交換

自宅や私物の端末からのアクセスが可能になったことでセキュリティ上の問題は無いのかとの質問に対して

は、詳細は答えられないものの、私物の利用は裁判官だけに限られ、厳格な対応がなされており心配はないとのことでした。また、M365導入の効果・負担についての質問には、期日簿も端末で見られるようになり、部の全員の予定も共有できて便利になったが、メールが気になり週末もアクセスすることもあるとのことでした。刑事部での運用についての質問には、法廷での手続きが多いので、民事部ほどにはデジタル化は進んでいないとの回答でした。

その後の意見交換では、委員から以下のような意見・感想・提案が出ました。まず、ウェブ会議の利用により期日が入りやすくなった反面、裁判官や相手方代理人に直接会えず情熱が伝わりにくいとの感想には、裁判官からも、その点は否めないが、どうしてもというときには本人に裁判所に来てもらうなど工夫もしているとのことでした。ウェブ会議の利用により在宅勤務も増えたが、勤怠管理が難しくなり、また発言のハードルを高く感じる人もいるようなので、ハイブリッド方式なども使い分けるようにしている、との話も出ました。また、テレワークでは成果が捉えにくいとの発言もありましたが、テレワークの導入により、事務所経費を減らせるだけでなく、客先への直行直帰も可能となるとの報告もありました。提案としては、M365をコミュニケーションツールとして使うだけでなく、Q&A等ポータルの情報を充実させるべきとの意見があり、大学でも申請書類などはポータルに上がっているとの報告もありました。また、デジタルツールで録画することにより、AIを利用して自動で翻訳や議事録作成も可能となるので効率化が図れるとの意見も出ました。

3 次回令和6年10月23日のテーマは「採用広報と若手職員の育成について」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

経験者に聞く弁護士任官—Season2—

第2回 民事・家事調停官の実状

民事調停官の楽しみ

東京地方裁判所民事調停官・会員 牧野 剛 (68期)

1 民事調停官になった経緯

私は、2021年10月から東京地方裁判所民事22部で民事調停官として執務しています。

実は、弁護士登録1年目から「非常勤裁判官」というものに興味がありました。修習時代から弁護士志望であったものの、民裁修習の楽しい思い出があったため、弁護士でありながら「裁判官」(役)をできるという制度が非常に魅力的に思えたためです。弁護士登録5年目を過ぎてから応募してみたところ、運良く東京地裁の民事調停官に着任することができました。

実際に東京地裁で執務してみると、雰囲気こそ修習時代に経験した裁判所のものなのですが、当然ながら調停を主宰した経験はなく、弁護士としての経験の浅い自らの責任で事件を処理しなければならないプレッシャーに当初は苦しみました。

2 民事調停官としての執務内容

原則として、週に1回決まった曜日に執務しますが、臨時で他の曜日に執務することも多々あります。東京地裁民事22部では、民事調停官は、担当する事件全件に立ち会うこととされており、申立調停事件と職権付調停事件の多くが民事調停官に配転されています。担当する事件の類型としては、賃料増減額事件が比較的多いですが、IT、建築紛争、共有物分割など多岐にわたります。

職権付調停事件については、不調になれば訴訟手続に戻ることが想定されるため、調停手続のなかで必要な争点整理を行うことが多いことも東京地裁の民事調停官特有なのではないかと思っています。

さらに、本年3月からは、民事調停官が担当する調停事件も Teams で行うことが可能になり、私にも Teams

で調停手続を行っている事件があります。Teamsはウェブ会議システムを行う点にとどまらず、オンラインで連絡事項や書面を即座に共有できる点で非常に便利なツールであり、特に調停手続の場合は有用であるように感じます。今後は、民事調停も Teamsで行うことが主流になるのではないかと感じています。

3 民事調停官の楽しみ

中立的な立場で当事者双方の主張に常に触れながら手続を進めると、常に一方当事者の代理人を務める弁護士からすれば、視点が大きく変わります。しかも、自らが当事者双方に促して争点整理を行うとなると、「裁判所の立場」に否応なく立たされることとなります。弁護士として執務している自分は裁判所にはこう見えているのだろうと思うことも多くなり、自身の過去の弁護士としての振る舞いを恥ずかしく思ったこともありました。

このように裁判所の立場で執務するなかで重要だと感じるのは、いかに公平に手続を進めるかということです。例えば、調停手続のなかで、一方当事者の主張が不十分であったり、重要な点に触れていない場合に、どこまで積極的釈明をして良いものかはよく悩むポイントです。一方で、代理人の心理を想像し、あり得る着地点を考えながら、自らの判断で事件を解決に導くことができることは、弁護士とはまた違う喜びを感じることができます。

弁護士でありながら「裁判官」(役)をできる、ということは、想像していた以上に楽しく、非常に貴重な経験をさせていただいていると感じています。会員の皆様も、興味がありましたら、手を挙げてみてはどうでしょうか。

家事調停官を経験して

元東京家庭裁判所家事調停官・会員 水谷 江利 (62 期)

1 はじめに

私は、2020年10月から2022年9月までの2年間、東京家庭裁判所家事3部での調停官を務めました。

任官は、2015年に独立開業してちょうど5年がたったときのことでした。家事事件のご依頼も多く、手続代理人としての立場からみる業務を、裁判所側から経験し、今後の業務につなげていきたいというのが（本来の弁護士任官の趣旨とは異なるかもしれませんが、率直な）志願動機でした。

応募にあたっては、所属の委員会でお世話になっている方々から推薦状をいただくなどし、ご協力をいただきました。

2 東京家庭裁判所での業務

2年間、毎週火曜日に午前9時ころ登庁し、概ね午後5時過ぎころまでの勤務をしました。週1回とはいえ、職業裁判官、書記官の方々と緊密に連携しながら仕事をするようになります。

当初は家事2部への配属でしたが、その時点での代理人としての業務が同部に複数あったことから、家事3部へ配転替えをしていただきました。直接の利益相反にあたるものではないながら、2年間は、代理人業務を家事3部に係属することを控えていただくよう裁判所に上申し、それでも回避できないものは、事務所の他の弁護士に対応してもらうなどしました。

当時の家事3部は、東京家庭裁判所の所長代行まで務められた細矢郁裁判官を部長とする部でした。事案処理において厳しくも的確なご指導をいただくこともあり、私にとっては願ってもない機会となりました。

担当するのは、主に夫婦関係調整調停事件、婚姻

費用分担／養育費調停、面会交流調停事件、その他の一般調停事件等で、監護者指定、子の引渡しの事件は基本的に調停官には配転されません。日々の調停対応のほか、特に婚姻費用、養育費については、調停に代わる審判の審判書までは調停官限りで作成することになります。正式に審判に移行する段階では、職業裁判官にバトンタッチせざるを得なくなるわけですが、東京家裁に係属する家事事件が増大している中では心苦しい思いもありました。特に婚姻費用等の早期の解決が求められ、金額での割り出しが可能な事案においては、調停官限りで合理的解決を図り紛争の長期化を防ぐというところも、重要な使命であったように認識しています。

同様の観点で、調停対応においても、できる限り調停委員の方々と連携し、評議の機会を多く設け、ある程度の段階で調停条項案を準備するなどして当事者の合意の形成を促進するように努めていました。

3 調停官を終えて

2年を終える頃、顧問先への常駐依頼があったこともあり、事務所運営の観点から、任期は更新せず1期限りで終了することとしました。

その後も、東京家裁に来庁すると、当時お世話になった調停委員の方々や、書記官の方々からは「あっ、水谷さん、こんにちは」とお声がけいただくことが増え、当時ともにお仕事をさせていただいたことのありがたみを感じています。

今後、家事法制が変わる節目で、もし機会があるのであれば、再び任官し手続運用の現場に触れることができたらよいと思っています。

弁護士任官推進委員会
からのお知らせ

関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催で、以下の通り、弁護士任官制度についての説明会を実施いたします。ご興味のある方は是非ご参加ください。

「第32回弁護士任官に関する説明会」

日時：2024年10月11日(金) 午後3時～5時 場所：10階1003会議室

※参加を希望される方は、総務課（03-3581-2204）までご連絡ください。

第4回 地域の触法障がい者を支援し続けること

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人多摩パブリック法律事務所

西島 正 (30 期)

「触法ネット」の立ち上げと現在

多摩パブリック法律事務所（略称「多摩パブ」）は、地域で困難な課題を抱えた人々への支援の一つとして、触法障がい者の地域支援ネットワークづくりに10年以上取り組んできた。福祉活動家・作家の山本譲司氏は、「獄窓記」（ポプラ社、2003）など一連の著書で「刑務所にいる受刑者の1/4に知的障がいがあり、しかも累犯者が多い」と指摘されている。万引きなどを繰り返し逮捕される知的障がい者や、十分な支援を受けられずに刑事事件を起こした精神障がい者の中には、社会復帰後も地域に定着できず、刑務所と社会を行ったり来たりする人が少なくない。

2013年5月、多摩地域で触法障がい者を福祉に繋げ、地域で支援する仕組みを作るため「触法障がい者の地域支援」をテーマにした研究会を立ち上げ、多摩パブが事務局を担当した。発足当初の3年間、研究会は更生保護協会の助成金を受け、長崎などの先進的な取り組みを学ぶ研究会を開催した。2016年に助成期間が終了した後も、支援者間で「顔の見える関係」を築きながら、具体的なケースをめぐって支援のあり方を議論し、実際の支援方針に生かす「事例検討・相談会」を、ほぼ2カ月に1回のペースで開催してきた。

2019年9月、研究会は一般社団法人「多摩地域の触法障がい者支援ネットワーク」（通称「触法ネット」）として組織整備され、多摩パブの弁護士は、今もその企画運営に携わっている。

「触法ネット」の活動

「触法ネット」の会員数は、現在44名、その中には多摩地域の弁護士12名の他、福祉施設や自治体の福祉担当者、保護司、保護観察所の社会復帰調整官・

保護観察官、更生保護施設のスタッフなどが含まれている。「触法ネット」の会員は、身体を拘束された障がい者が不起訴・執行猶予で刑務所に収容されずに社会復帰し、福祉的援助を受けながら社会定着を図る「入口支援」と、受刑を終えて社会に戻ってきた障がい者が安定した生活を送るための「出口支援」に携わっている。このような仕組み作りは全国各地で実践されているが、東京では、地域に根ざした活動はまだ少ない状況である。

犯罪を繰り返す累犯者の中に多くいる知的障がい者については、生活保護・障害福祉サービス等の福祉的ケアがあれば、軽微な財産犯を防げる可能性がある。「事例検討・相談会」では、福祉的支援の情報共有やアドバイスが行われている。

しかし、それだけでは犯罪の繰り返しを防げない障がい者も少なからず存在している。知的障がい者の特性として、衝動性や理解力の不足、禁止行為に対する心理的な障壁の低さが指摘されている。障害がある故の罪の繰り返しは、受刑の威嚇効果や矯正教育では解決できないことが多い。「事例検討・相談会」の議論では、なぜ罪を犯したのか、その人の側の原因を探ることを重視している。再犯の防止を目的とするのではなく、それぞれの障害特性に合わせて生きづらさを解消し、その人らしくこの社会で生きていくことを支援する側の模索というべきだろう。

8年間で41回を数える「事例検討・相談会」には、会員外も含め毎回30～40人が参加している。また、会員間の情報共有と支援ノウハウの共有を目的としたメーリングリストも開設した。

「触法ネット」で共有する理念

「触法ネット」は、今、次のような理念の下に活動している。

1. 触法障がい者の生きづらさの解消を目的とする。
再犯の抑制・防止はその結果であり、目的ではない。
2. 触法障がい者の刑事弁護は、被疑者・被告人の社会復帰だけでなく、その先の社会定着、つまり地域で市民として生きていけるような支援に繋がることを重視する。不起訴や執行猶予はゴールではなくスタートである。
3. 支援者を孤立させないネットワークを創る。支援者自身が疲弊しないよう、支援者同士が支え合う関係を作ることが支援を続ける必須条件である。

支援の難しさを体感した「未成功例」

「触法ネット」の中で支援態勢を整えても、触法障がい者が生きづらさを解消して社会に定着できるとは限らない。個人情報保護のためにデフォルメした上で、ある「失敗例」を紹介しておこう。

中等度知的障がい (IQ49) を抱える A さん (40 歳・男性) は、19 歳の時に窃盗で保護観察処分となつてから、15 年間で 4 回の受刑歴があつた。多摩パブが関わつたのは、受刑 4 回目の刑期満了 5 カ月前、府中刑務所からの打診を受けて社会福祉法人 D 法人と C 市障害福祉課の要請で保佐人を法人受任したのが始まりだった。

2019 年 7 月、出所した A さんは、D 法人のグループホーム (GH) に入居し、就労支援 B 型作業所に通所した。作業所ではリーダー的存在で生き生きと作業をしていたが、出所から半年後にテレビを盗んで逮捕された。国選弁護人を務めた私に、A さんは「毎日の生活費では食事が足りず、米を買う金が欲しかった」と動機を語った。

懲役 1 年の実刑判決を受け、2021 年 4 月に出所した A さんは再び GH に入居し作業所に通い始めたが、半年後に覚醒剤自己使用罪で逮捕された。A さんから

「作業所のスタッフに自分の希望が伝わらないことにイライラし、ストレスを溜めていた。すっきりしたかった」との動機を聞いて、A さんにとって、違法行為と日常生活を隔てるハードルが低いことを思い知らされた。

実刑判決を受けた A さんは 2022 年 11 月に出所し、D 法人が借りたアパートに入居して一人暮らしを始めたが、望むような一般就労ができず、生活保護から抜け出せなかった。

2023 年 12 月、A さんは抜き身の包丁を持ってコンビニに行き、現金を奪った後「警察を呼べ」と要求して逮捕された。A さんは「仕事に行かずに自室にいて、人生に疲れた。これしかないと思った。刑務所に入れてもらいたかった」と語った。保佐人業務を担当し、月 1 回は A さんを訪問をしていた多摩パブの職員は、A さん逮捕の報に「もっと会っていれば防げたんじゃないか」と涙ぐんでいた。

A さんの事例を「事例検討・相談会」で紹介して、支援のあり方を議論してもらった。議論を聞いて思い知ったのは、A さんが何を望んでいるかを分かっていなかったということだった。思えば、支援する側から A さんに用意できたのは、安い賃金の就労先か生活保護という二者択一の経済面の選択肢と、安いアパートでの一人暮らしという限られた生活環境だった。刑務所から戻った A さんがこの社会に感じた閉塞感は想像に難くない。A さんにとっては、日々の日課が決まっている刑務所の暮らしが、限られた中で選択を迫られるこの社会よりも楽だったのかもしれない。それでも「刑務所の生活は辛い」と語る A さんに対しては、決してあきらめずに、触法障がい者の目線で支援策を見直し、7 回目の受刑を開始した A さんの 3 年後の出所に備えようと思う。議論の中で出た「これは『失敗例』ではなく、『未成功例』です」という言葉が耳に残っている。

今こそ変えるぞ！ 再審法

第2回 再審法改正—検察官の抗告禁止を実現させる

再審法改正実現本部 事務局長 大辻 寛人 (59 期)

1 袴田事件

袴田事件は、2014年3月27日に再審開始が決定したが、検察官が異議を唱え即時抗告をした。即時抗告は、約9年後（2023年）に棄却され、ようやく再審が始まり、本年9月に判決が言い渡される。事件発生から実に58年が経過している。

2 検察官上訴による事件の長期化

再審事件長期化の一因が、再審開始決定に対する検察官の即時抗告、特別抗告である。

再審無罪が確定した布川事件では、2005年9月に再審開始が決定したが、検察官の異議申立てが2009年12月に退けられるまでに約4年3か月を要した。東住吉事件は2012年3月に再審開始決定、検察官の即時抗告が棄却されたのが2015年10月。松橋事件は、2016年6月に再審開始決定、検察官の特別抗告が棄却されたのが2018年10月。湖東事件は、2017年12月20日に再審開始決定、検察官の特別抗告が棄却されたのが2019年3月である。

3 再審開始が取り消されることも

一旦は再審開始が決定したものの、検察官の異議申立てにより取り消された事件もある。名張事件では、2005年4月に再審開始が決定したが、検察官が異議を申し立て、2013年10月16日に取消しが確定した。

大崎事件では、2002年3月に再審開始が決定したが、検察官が即時抗告し、2004年12月に取り消された。また、同事件では2017年6月にも再審開始が決定したが、やはり検察官の異議申立てにより、2年後に再審開始決定が取り消された。日野町事件では、2018年7月11日に再審開始決定となったが、検察官が即時抗告、特別抗告を行い、現在も審理中である。福井女子中学生殺人事件では、2011年再審開始が

認められたが、検察官の異議申立てにより、2013年3月に決定が取り消され、2014年12月に特別抗告が棄却された。

4 当事者や関係者の高齢化

検察官上訴により再審が速やかに開始されなかったり、長期間の審理の末に決定が取り消されたりした結果、事件当事者や関係者が高齢化し、再審開始決定を待たずに亡くなるという弊害が生じている。

袴田事件の袴田巖さんは現在88歳、名張事件の奥西さんは道半ばにして亡くなった。大崎事件の原口アヤ子さんも現在97歳である。

再審事件は、結論が出るまでに非常に長期間を要する。検察官の上訴によりさらに審理が長期化し、当事者が高齢化して亡くなられたりすれば、当事者が改めて公正な裁判を受ける権利が阻害される。検察官が全ての再審開始決定に対し異議を申し立て、手続きが長期化するとすれば、これ自体、一種の人権侵害ではないか。

5 検察官抗告禁止の必要性

日弁連は、2023年、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表し（https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230713_3.html）、その中で、検察官による上訴禁止を提案している（改正案450条～450条の3）。

慎重な審理の末、確定判決に合理的な疑いが生じ再審開始が決定されたのであれば、事件の真相究明は再審公判における主張・立証を尽くせば良いことである。再審開始決定に対する不服申立ては、事件の長期化という弊害を無視してまで認めるべきものではない。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第26回 日中戦争と総動員体制

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 齋藤 健博 (69期)

1 日中戦争

昭和12年7月、日中戦争が勃発した。当初、当会会員15名が召集され、中国大陆の戦線で同年末までに4名が戦死した。

平成27年8月の当会会長による「戦後70年を迎えるにあたっての談話」*1では、当会は、応召会員の会費免除・戦死会員家族に対する慰問寄付金募集のための委員会の設置をしたものの、その後は戦争に協力する活動が中心になったと指摘されている。たとえば、「皇軍」に対して感謝状を送ったり、皇軍弔問金の募集、さらには、弁護士で組織された大日本弁護士皇軍慰問団を派遣した。慰問団は4班ごとに分かれており、北はハルビン方面から、南は台湾・香港・広東を周遊するルートで構成されていた。

2 国家総動員体制

日中戦争勃発後、わずか2か月後には近衛内閣による国民精神総動員運動が提唱され、これを受けて、当会においても、昭和12年9月20日、「司法省依嘱ニ依り違法週間宣伝実施二付キ協力ノ件、右二関スル委員会設置ノ件」に関する臨時総会を開催したが、特に強い反対などもなく可決されている。

昭和13年5月5日に施行され、終戦まで維持された国家総動員法は、労働力・物資・企業活動・金融・価格の統制・さらには、言論の統制などの内実があったが、5条には、弁護士会等の団体に対する協力義務が明記されていた。日本弁護士協会は、(明治)憲法違反であるとして反対決議を行ったようであるが、当会は、何の意見表明もしなかった。

3 戦時体制の深化と弁護士会

戦争が深化するとともに、在野法曹として「大陸に対する司法国家に貢献せん」とする立場から、全国弁護士の大同団結を主張する声が出てきた。昭和14年10月、

日本弁護士協会とは別に、新たに大日本弁護士会連合会なる組織が設立された。当会はこれを承認したが、朝鮮・台湾・関東州が除外されていたこと、司法大臣の監督下にあるので在野法曹としての活動ができず、大同団結の目的を達成しえないことが指摘されていた。

そこで、さらに国家本位の体制に転換する司法新体制の理念が叫ばれ、東京三会の合同要求にはじまり、全国の弁護士会を統一する提案がなされた。当会において、これに関連する会則改正についても実質的な審議をすることなく可決されたが、東京三会の合同でさえも一弁が明確に反対したため実現困難であり、結局、全国の弁護士会が統一されることはなかった。

4 司法の弱体化

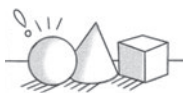
当時の司法は、天皇の名において行われる権能であった。しかし、それすら軍事や行政の前に侵され、当会の会務の趨勢も大政翼賛会の一翼を担う方向へ進んでいったが、翼賛議会体制のもとで、国防保安法と治安維持法が全面的に改正され、予防拘禁、広範な強制捜査権の付与、二審制の採用、指定弁護士制度等の特別刑事手続が規定された。要するに、戦争と総動員体制への進行は、必然的に軍事優先・行政の先行をもたらした。司法の軽視・侵害、弁護士(制度)への攻撃につながっていったのである。

現代を生きる我々が、この歴史的事実に対していかなる評価をするか。それは、各人にゆだねられる。

昭和11年4月より旧弁護士法の下での弁護士試験が実施されており、日中戦争の勃発は、まさに弁護士が法曹三者としての地位を確立しはじめた頃。召集を受けて命を落とした当会先進会員は、国家の大義を前にして、どのような気持ちで戦地に赴いたのだろうか。そして、現代の我々は、約80年前と同じ状況に直面したとき、いかなる道を選択し、歩み進んでいくのだろうか。

*1 <https://www.toben.or.jp/message/seimei/sengo70.html>

役立っ！ 会務活動



vol.19

e スポーツ法研究部の魅力

会員 西方 夏樹 (69期)

1 e-sports 法務とは

近年e-sportsは「オリンピックeスポーツシリーズ」が開催されるなど、ますますその存在感を増している。e-sportsとはなにか、厳密な定義はさておくとして、まずは「ビデオゲームなどを用いた対戦競技」と理解してもらって構わない。もしかしたら、「ゲーム」と聞くと眉を顰める方もいるかもしれないが、現在e-sportsは競技シーンにとどまらず、IT、ダイバーシティ、社会福祉や地方創生に至るまで、幅広い領域に関わっている。そのため、e-sportsは単なる遊びとしての「ゲーム」ではなく、社会的・文化的な意義のある活動であるといえる。

一方で、e-sportsの法的な側面については、国内では未だ研究や議論が十分になされているとはいえない。

そこで、私が所属するeスポーツ法研究部は、e-sportsと法律の関わりについて知見を深めるべく、日々研究を行っているのである。

2 研究部の魅力

現在、研究部においては、部内で議論を取り交

わすだけでなく、e-sportsの促進に携わっている関係者の講演会を開催するなど、活発な活動を行っている。

部員には若手が多

く、誰でも気兼ねなく発言できる雰囲気があるため毎回自由闊達な議論が行われている。「研究部」というと何やら敷居が高そうであるが、e-sports法務の分野は、先行研究もまだ多いとは言えないこともあり、研究部ではフラットな視点で、事務所や期が違う部員と対等な議論ができる土壤がある。そして、そこそが当研究部の魅力の一つだと思う。

ちなみに、e-sportsカフェを視察することなどもあり、研究部のカラーを生かした活動も興味深いところである。

本稿では、当研究部の魅力の10分の1も伝えられないことが残念であるが、興味を持たれた方は、まずは気軽に見学だけでもお越しいただきたい。



eスポーツ法研究部のロゴ
※掲載時点のもの



こちらから読んでね

やっぱりファッションの秋？



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

73期(2019/令和元年)

驚きと感謝の1年間

会員 田口 ゆり (73期)

私たち73期修習の最大の特徴は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を最初に受けた期ということである。

第2クールの折り返し地点を過ぎた頃に発令された緊急事態宣言により自宅待機となり、全日程を通所で過ごすことができたのは第1クールのみであった。

それでも、1年間の修習期間はかつてないほど楽しく、充実した日々で、弁護士4年目を迎えた今でも、懐かしく思い出している。

それまで長く会社員として過ごしてきた私は、まずは導入修習から緊張していた。同期たちとは二回り近く歳が離れており、全く会話ができなかったらどうしよう、と不安ばかりが募っていたが、大らかな同期たちのおかげで、こんな心配は初日に消え失せ、新人研修のような仲間意識と少しばかりの緊張感とであったという間に実務修習を迎えた。

私の修習地は東京で、第1クールは民事裁判所であった。裁判官室に入る機会は二度とない、貴重な体験である。書記官室にある記録はどれでも拝見でき、疑問に思ったことは、どんなに稚拙な質問でも即座に教えていただける、解らないことが許される、新人時代に還ったようで、毎日が刺激的であった。

緊急事態宣言は、弁護修習中に発令された。前日に事務局より「明日からは自宅待機」というメールが届き、自宅待機って何をすれば良いのか、修習を全うできるのかと不安に思っていたところ、すぐにZoomでの修習が開始され、弁護士会の機動力に驚かされた。Zoomの修習の際には、事務局の方が

セットアップのために弁護士会館に出勤されており、未だワクチンもなく、毎日新型コロナウイルスの感染者数が増加する中、私たちの修習をバックアップして下さることにただ頭が下がる思いであった。

半分ほどしか事務所に通うことができなかったが、指導担当弁護士からはご自身がどのような案件をどのように対応したかを、詳しく話していただいた。また、指導担当以外の弁護士からも声を掛けていただき、今まで触れることのなかった案件の打合せや期日に同席させていただいて、大変勉強になったうえ、期の近い弁護士には付きっきりで起案対策をしていただいた。事務所の女性弁護士とは今でも年に1回はお酒を飲み、つい先日は旅行にもご一緒した程で良いお付き合いが続いている。この事務所に配属されたことは何よりも幸いであった。

刑事裁判所には、緊急事態宣言が明けてから登庁することができた。自宅待機中に起案の記録と答案の受渡しのため2回登庁したが、いつもは混雑している霞ヶ関が人影もまばらで、地下鉄は1車両に1人しか乗っていないという初めて見る光景に驚いた。

検察修習では、修習生室の人数を調整するために2日登庁して1日自宅待機という日程であったが、常に同じ班の修習生と同じ案件に取り組むことから共に過ごす時間が長く、大変楽しく過ごすことができた。

コロナウイルスの感染直撃という厳しい状況下ではあったが、多くの方に支えられたことに感謝し、世の中の状況に驚いた1年間であった。できることなら、もう一周したいと密かに思っている。

法曹人生のスタートダッシュ ～約半年の弁護士業務で感じたこと～

会員 吉田 正樹



1 はじめに

この度は、本誌76期リレーエッセイの執筆という貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

私は、子どもの頃から、将来は自分の社交的な性格を活かし、直接人と触れ合って、人の役に立てる仕事に就きたいと思っていました。その後、中高時代に弁護士という職業を知り、誰かの悩みに寄り添い、一人でも多くの人の幸せのために励みたいとの思いから弁護士を志すようになりました。

そして、多くの方々の温かな励ましと支えのおかげで、司法試験合格後、1年間の司法修習を経て、昨年12月に弁護士登録をすることができました。

2 はじめての弁護士業務

早いもので弁護士登録から約半年が経過しました（執筆時点）。所属する事務所の諸先輩方と一緒に、多様な案件を担当させていただき、毎日が新鮮で、日々何かしら新しいことを学ばせていただいております。

また、依頼者と関わる度に、弁護士の使命と責任の大きさを感じています。とりわけ、個人の依頼者にとって、弁護士に依頼するということは人生の一大事であることが多いことはいまでもありません。自分の力不足を痛感することはばかりですが、依頼者にとって真に最善の利益を得られるように自己研鑽に努めようと決意しております。

刑事事件にも取り組み、ある事件は否認事件でしたが、勾留請求却下・不起訴を獲得することができました。依頼者が無事に日常生活を取り戻すことができたことに安堵するとともに、示談交渉の過程でお話しさせていただいた相手の方からも示談成立の際に感謝の言葉をいただくことができました。改めて、弁護士の

仕事は人を相手にする仕事である以上、どんな事件でも相手に対する敬意をもって、誠実に取り組んでいくことが重要であると実感した事件でした。

3 新たな出会い

司法修習生の頃から、法曹界は、裁判官・検察官を含め、若手・後輩を大切にしてくださる先輩方がとても多いように感じています。とりわけ、私は修習地が東京であり、東京弁護士会配属でしたので、当会の皆様には修習時代から大変お世話になり、感謝の思いでいっぱいです。委員会や会派でも事務所の枠を超えて、様々な日常業務や会務に励まれている諸先輩方のお話を伺えるので、非常に楽しく学ばせていただいております。

また、当会主催のクラス別研修も充実しています。基本的に月1回のペースで、様々なテーマごとにゼミが組まれているところ、弁護士登録から約半年である而未だ経験していないことも多く、勉強になることばかりです。担任・副担任の先輩弁護士に実際のご経験を伺えるのはもちろんのこと、同期とも日頃の業務の感想や意見を交わすことのできる貴重な場となっています。

4 おわりに

私が弁護士として業務に励むことができるのは、多くの人の励ましと支えのおかげです。感謝の思いと初心を忘れずに、また人とのご縁を大切に、まずは私自身が依頼者の役に立てる弁護士に成長できるよう、実力と人間性を磨いてまいります。そして、諸先輩方が仰ってくださいるように、修習時代も含め法曹界の諸先輩方からいただいたものを少しでも後輩の皆様にお返しできるよう、さらには多くの人々や社会のお役に立てるように励んでまいります。

『リメンバー・ミー』

2017年／アメリカ／リー・アंकリッチ監督作品

ほっこりする映画

会員 和田 周 (74 期)

1 はじめに

すでにご覧になった方も多いかもしれないが、私は昨年初めてこの映画を観て、心に残ったのでここで紹介したい。ピクサー・アニメーション・スタジオ制作の長編アニメーション映画であり、子どもだけでなく、大人も楽しめる映画だと思う。

2 この映画の舞台

この映画の舞台は、メキシコのある町と、死者の国（死後の世界）である。映画では、亡くなった家族の写真を祭壇（オルレンダ）に飾り、死者の魂を迎える準備をしているところが描かれている。実際に、メキシコには、死者の日（ディア・デ・ロス・ムエルトス）という、年に一度、11月1日から2日頃、祭壇に亡くなった人の写真やマリーゴールド、十字架などをお供えして、亡くなった人の魂をお迎えするという日がある。この映画では、メキシコの死者の日をモチーフとする、マリーゴールドのオレンジ色の花が街中や祭壇に飾られたイベントの描写がなされている。亡くなった人の魂を迎えるという意味では、日本でいう夏のお盆のような感覚に近いものなのではないかと思う。筆者はメキシコに詳しくないのだが、この映画を観て、一度メキシコの死者の日のイベントを観に行ってみたいと思った。

3 この映画を観たきっかけ

この映画の存在に気付いたのは、私が昨年、ディズニー・カリフォルニア・アドベンチャー・パークに行ったときだった。絵画を販売しているショップに入ったところ、この映画をモチーフにした、少年

と老婆の絵が飾られていた。私はこの映画を観ていなかったのですが、一緒に回っていた妻に、「この絵は何の映画だろう」と聞いたところ、絶句された後、「まだ観てないの」「この名シーンを知らないなんて損してるね」と言われて、それをきっかけに観たという経緯がある。また、ディズニー・カリフォルニア・アドベンチャー・パークでは、期間限定で、ハロウィーンとともに死者の日をお祝いするエリアが設けられており、そのエリアを訪問したことも、この映画を観たいと思うきっかけとなった。

4 この映画をお勧めする理由

この映画の魅力は大きく3つあると思う。1つは、音楽である。この映画は、家族に反対されながら、ミュージシャンを志す少年、ミゲルが主人公だが、ミゲルや、他の登場人物が歌う歌がとても聞き心地がよく、映画の雰囲気とも合致している。ディズニー映画やピクサー映画には、音楽が素晴らしいものが多いと思うが、本作は特に素晴らしい曲が多い映画なのではないかと思う。実際に、この映画は第90回アカデミー賞で「長編アニメーション映画賞」と「主題歌賞」をダブル受賞しており、音楽が非常に高く評価されている。

2つ目に、映像がとても美しいことが挙げられる。主人公ミゲルは、死者の日に、うっかり死者の国に迷い込んでしまうのだが、その死者の国の映像が、とても美しいと思う（語彙力がなく伝わりづらいが、ぜひ実際に観ていただきたいと思う）。

3つ目に、物語が素晴らしいことである。家族愛を描いた素晴らしい映画だと思う。ほっこりしたいときにお勧めしたい映画である。



和の伝統文化にふれる

会員 中村 浩紹 (19期)

私には、コーヒーブレイクはない。起床して出勤前に緑茶を飲む緑茶党なのである。

70年前、大学へ入学して和の伝統文化に触れたいと出会ったのがサークル茶道会であった。学生という特権をかざして仲間と臆することもなく裏千家の師匠の門戸を叩き弟子入り指南を願い出て入門が叶った。若気の至りで「お茶ケ」は「お酒」などと屁理屈を捏ね佗茶の茶道と酒道に精進した青春は懐かしい。千利休はこのような若者を念頭においたであろうか。法律書と向かい合う鬱々とした日々の合間に静寂な空間に身を置き、点茶稽古に向かう「和敬清寂」の時空は、こころを和ませる安らぎの一時でもあった。

後年、京都の「裏千家今日庵（国指定重要文化財）」を訪れその茶室・露地・茶庭に接すると、そのすべてが千利休の客人をもてなす精緻な心遣いで隅々まで整えられていることに感銘を覚えたものである。裏千家第15代家元千玄室氏は、（公財）日本国際連合協会会長として永年にわたり「国際理解・国際協力のための高校生の主張コンクール」（令和5年度・第70回）を主催（後援：法務省・全国人権擁護委員連合会ほか）され、人権感覚を備える国際人に若者達を育成するためにも尽力されている。私は、審査員として参画させていただいた。

残念ながら昨今の街中は、抹茶で憩う場所のごく限られ、軒並みコーヒー店が溢れている。工作中は、事務所で茶筌を振って和敬清寂の心境に浸るしかない。

さて、江戸の庶民生活の中で芸能、謡曲、狂言、民謡など数多の歌舞音曲が和の伝統文化として唄いつがれてきた。「江戸小唄」は、江戸中期頃から短いはやり歌を三味線の伴奏で唄う「古典小唄」として誕生、大正年代にそのジャンルが確立した。

下町育ちの私が弁護士登録するとご近所の通人おばさんに、「これからいろいろなお客様とお付き合いする機会が多くなるから、恥をかかないよう小唄のお稽古をしなさい」と小唄の師匠宅へ連れて行かれ弟子入りさせられてから苦行が始まった。



国立小劇場 筆者(左端)

江戸小唄は、江戸城から辰巳の方角の下町・深川界隈を題材とした粋な歌詞で多く唄われ、往時の習俗や町並みに想いを馳せることができる。「辰巳よいとこ」という曲では、素足に年中羽織を羽織って粋がっていた辰巳芸者を窺い知ることができる。「櫓下」という曲では、江戸市中で幕府公認の遊郭「吉原」以外の岡場所と呼ばれる遊び場の数多あるなかで、仲町、新地、櫓下、^{すそづき}裾継、^{いしば}石場、^{つくた}佃、^{どぼし}土橋の風情が深川七場所として唄われている。さて、その地は何処だろうと探索心が芽生え、江戸俯瞰図を入手し確認すると現在の江東区門前仲町交差点付近に富岡八幡宮の一の鳥居と火の見櫓があり、隅田川に架かる永代橋際から仲町交差点周辺は楼閣が所狭と連なりあったことを知れた。お陰で古地図をもって地域の歴史探訪という往時に夢を膨らませる愉しさが募る。加えて、建替が予定されている国立小劇場にて小唄披露の機会が与えられたのも苦行に耐えたご褒美だったのだろうか。

皮肉にも、現在のこの深川周辺界隈は、外国ブランド名のコーヒー店の進出で「コーヒー・カフェの激戦地」と様変わりしてしまった。今や、世界的なコーヒー豆の消費量の増加でその需要が高まる一方、気候変動の影響で収穫減が予測されることなどから、環境・人権問題を念頭とした「エシカル (ethical) 消費」（倫理的消費）が問われる時代となっている。

一杯のコーヒーを口にしながらフェアトレード問題について考えてみませんか。

「飯塚事件」第2次再審請求棄却決定に対する会長声明

福岡地方裁判所第4刑事部（鈴木晋一裁判長）は、2024年6月5日、いわゆる飯塚事件の第2次再審請求について、再審請求を棄却する決定をした（以下「本決定」という。）。

飯塚事件は、1992年2月20日に、福岡県飯塚市で通学途中の小学1年生の女兒2名が行方不明となり、翌21日に同県甘木市内の山中で遺体が発見された事件である。事件発生から約2年7か月後の1994年9月23日、久間三千年氏（以下「久間氏」という。）が死体遺棄の被疑事実で逮捕され、久間氏は当初から一貫して無実を主張していたが、死体遺棄、略取誘拐、殺人で起訴された。1999年9月29日に福岡地裁は久間氏に対して死刑判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、2006年10月8日に死刑判決が確定した。

飯塚事件は、久間氏と事件を結びつける直接証拠は全くなく、①被害女兒の遺体から検出されたDNA型と久間氏のDNA型が一致したとするDNA鑑定、②誘拐現場とされる通学路上で被害女兒を見たとする目撃供述、③遺留品発見現場付近で久間氏の所有車両と特徴が一致する車両を見たとする目撃供述等の状況証拠によって有罪認定がされている。

しかし、飯塚事件のDNA鑑定（MCT118型鑑定）は、再審無罪が確定した足利事件と同じ手法のものであり、もともとその信用性に疑問が呈されており、久間氏の弁護団は再審請求の準備を行っていた。2008年10月17日には足利事件でDNA再鑑定が行われる見通しであることが広く報道されたが、それにもかかわらず、同月24日に当時の森英介法務大臣が死刑執行を命令し、同月28日に久間氏に対する死刑が執行されたのである。

しかも、第1次再審請求において、科警研のDNA鑑定には写真の改ざん等の極めて重大な問題点があったことが明らかとなっている。裁判所も、「MCT118型鑑定の証明力減殺」「犯人と事件本人のMCT118型が一致したと認めることはできない」ことを認めたのである。

今般の第2次再審請求では、上記②の目撃者は、捜査機関の強引な誘導で供述調書が作成され、被害女兒を見たのは事件当日ではない旨新たに証言した。また、別の目撃者は、事件当日に後部座席に2人の女兒を乗せた犯行使用車両と思われる車を目撃したが、久間氏の所有車両とは特徴が異なり、運転して

いた人物も久間氏ではなかった旨新たに証言した。

このように、飯塚事件の主要な状況証拠は全て崩壊したのであり、本件は再審が開始されなければならなかったのである。しかし、本決定は、「警察官がこのような捏造を行うというのは考え難い」等として、上記目撃者の新証言の信用性をいずれも全面的に否定し、再審請求を棄却したのである。

白鳥決定（最一小決昭和50年5月20日）、財田川決定（最一小決昭和51年10月12日）は、新旧全証拠の総合評価を要求し、「疑わしいときは被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則が再審請求にも適用されると判示している。しかし、本決定は新証拠のみを孤立的に評価し、しかも新証拠のみで旧証拠を完全に否定する証明力を要求するものであり、白鳥決定、財田川決定に違反し、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則にも反しており、到底是認することができない。本決定は、捜査機関による証拠の捏造の可能性が指摘される袴田事件の教訓から、何も学んでいないといわざるを得ない。

また、第2次再審請求において、裁判所は検察官に対して、警察からの送致文書リストの開示を書面で勧告したところ、検察官は、裁判所にそのような勧告をする権限はないとして、その開示を拒否している。このような検察官の対応は、えん罪被害者の救済をさらに困難にするものであり、「公益の代表者」（検察庁法第4条）とはかけ離れている。再審請求手続は、もはや運用では適正化することはできず、法改正が必要不可欠であることを如実に示している。

そして、このようにえん罪の可能性が強く疑われる事件について、既に死刑が執行されているということは、上述した久間氏に対する死刑執行の経緯等も含めて、我が国の死刑制度に極めて重大な問題点を提起するものである。

当会は、飯塚事件の再審請求について引き続き注視していくとともに、えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正、死刑制度の廃止並びに死刑執行の停止に向けて、努力していく所存である。

2024(令和6)年6月13日
東京弁護士会会長 上田 智司

地方自治法改正法に反対する会長声明

1 地方自治法の一部を改正する法律案（以下、「改正法」という。）が国会に提出され、6月19日に参議院で可決され、成立した。この改正法は、大規模災害や感染症の蔓延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国が地方自治体に対して「指示権」を行使できると定めているが、以下に述べるように重大な問題がある。

2 地方自治について、憲法は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」としている（憲法第92条）。これは、国民の人権を保障し、民主主義を実現するためには、地方自治体に自治（団体自治と住民自治）を認め、国と地方に権限を分配する形態が適切なためである。2000（平成12）年に施行された地方

分権一括法によって、国と地方とは対等な関係にあり、様々な権限が国から地方へ移譲されるようになったことは、上記の憲法の趣旨を具現化したものである。同法では、地方自治法に、地方公共団体は個別法の根拠がなければ国の関与を受けない旨の規定（同法第245条の2）が置かれた上、個別法に基づく国の関与のあり方として、地方公共団体の事務のうち国が自治体にゆだねる「法定受託事務」については、自治体側に違法などがあれば国は「是正の指示」ができる一方、「自治事務」については、原則として「指示権」は否定され、「国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合」に限って例外的に「指示権」を行使できる旨の規定

(同法第245条の3、同法第245条の7)が置かれることとなった。

ところが、今回の改正法は、法定受託事務と自治事務の区別なく、個別法に規定がない場合にも国の指示権を認めるものである。すなわち今回の改正法の指示権行使の要件は、「国民の生命等の保護のために特に必要な場合」という抽象的なものでしかないため、一般的な指示権を持つこととなる。それゆえ、政府が広範な裁量権を行使する根拠として利用される危険性を有すると言える。

そのうえ、改正法は、「緊急性」の要件を定めていない。すなわち、国が、必要と認めた場合には、平時においても指示権が行使されうることとなる。

このことは、上記の広範な裁量権と相まって、国が上位機関として自治体の自治権を広範に制限し、自治体の住民の権利・自由を広く制限しうることとなる余地がある点で、実質的に国と地方を対等な関係とする趣旨を大きく損ない、地方自治の本旨を侵害するものである。

- 3 また、そもそも法改正の必要性を基礎づける立法事実も存在するとは言えない。今回の改正法は、新型コロナウイルス感染症の初期対応において、国が自治体に対して指示できる根拠規定がなかったため、感染患者の移送や受け入れの調整ができず、混乱したことが改正の理由とされている。しかし、初期対応の混乱の原因は、大規模感染症への対応の経験の不足や、保健所や消防署（救急搬送）、医療機関の連携不足

などにあり、国が自治体に直接命令できなかったことにあるとは言えない（むしろ、国の関与が混乱を招いたという批判すらある）。そして、コロナ禍を経て感染症法も改正され、国と自治体及び関係機関の連携が定められるようになった現状においては、感染症の蔓延に備えるために地方自治法を改正しなければならない立法事実は存在しない。また、大規模災害に対しては、災害対策基本法において国の対応について規定されており、そこに規定された以上に国の指示権を認めるべき立法事実も存在しない。

さらに、提案者である政府が、このような指示権を行使する具体的な事例を示せないままである点においても、立法事実の存在に大きな疑問がある。

そして、いずれの事態においても、被害状況等を迅速に把握し、個別のニーズに具体的に対応できるのは地元自治体であるから、頭越しに指示権を行使することはかえって現場の混乱を招きかねない。それゆえに、本改正法に対しては、多くの自治体の首長から反対や危惧の声が上がっている。

- 4 以上のとおり、今回の改正法は、政府が広範な裁量権を行使する根拠として利用され、地方自治の本旨を損なうおそれがある上、立法事実の存在が疑わしいものであるから、当会は強く抗議すると共に、改正部分の廃止（再改正）を求める。

2024(令和6)年6月25日
東京弁護士会会長 上田 智司

集団的自衛権行使容認閣議決定後 10 年を迎えるにあたって 改めて違憲であることを確認する会長声明

- 1 2014（平成26）年7月1日に、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定（以下「本閣議決定」という）が行われて、10年の歳月が流れようとしている。

同日、安倍内閣は、長年維持されてきた政府の憲法解釈を変更し、「我が国を取り巻く安全保障環境が激変した」として、「我が国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受け」た場合に、我が国が直接武力攻撃を受けておらず、またそのおそれすらないにもかかわらず、日本が他国のために武力を行使することを可能としてしまったのである。本閣議決定にもとづいて、翌2015（平成27）年9月19日に参議院本会議で安保法制が成立したが、そこには、集団的自衛権の行使容認にとどまらず、住民保護における武器使用の容認、他国の戦闘行為に対する後方支援、武器等防護などの規定が含まれていた。これに対しては、日本弁護士連合会はもとより、当会を含む全国全ての単位弁護士会がその違憲性を指摘して、廃止を求める声明を発出した。

- 2 言うまでもなく、違憲の最たるものは、集団的自衛権の行使容認である。

我が国は、憲法前文及び9条において、徹底した恒久平和主義を定めており、政府も、自衛のための実力については、専守防衛・必要最小限度の実力に限定し、実力行使の要件については、1972年に、具体化する武力行使3要件が定められた。その要点は、①我が国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在し、②これを排除するために他に適当な手段がない場合、③自衛のための必要最小限度の実力行使にとど

めること、というものである。

そして、以後40年以上にわたり、歴代内閣は、集団的自衛権の行使は、我が国では、憲法9条に違反するものであり、現行憲法の下では認められない旨答弁して、この立場を堅持してきた。

しかし、安倍内閣は、上記のとおり、それまで長年に亘って積み重ねられてきた政府の憲法解釈を変更し、「我が国を取り巻く安全保障環境が激変した」として、第一要件に、「我が国と密接な関係にある他国が武力攻撃を受け」という文言を加えて、我が国が直接武力攻撃を受けておらず、またそのおそれすらないにもかかわらず、他国のために武力を行使することを可能とした。

これに対しては、歴代内閣法制局長官、最高裁判事、ほとんどの憲法学者が、違憲であり許されないと反対し、当会も反対声明を発出している。

そして、翌年成立した安保法制には、集団的自衛権行使のほかに派遣地の住民保護、武器等防護、後方支援等の任務及び武器使用を認める規定が定められているところ、これらも、紛争に事実上加担したり巻き込まれることになる危険性が強いと解されるため、戦争を放棄した憲法9条の趣旨に違反するものである。

- 3 内閣は閣議決定の前に、憲法学者が一人もおらず、全員が集団的自衛権容認論者で占められていた私的諮問機関に諮問し、その後、集団的自衛権は違憲であるとしていた内閣法制局長官を更迭し、集団的自衛権容認論者を新たな内閣法制

会長声明

局長官に抜擢している。

そして、衆議院では強行採決を行い、参議院の委員会では、議事録を書き換えるなど、およそ慎重に熟議したとはいえない非民主的な手続で強行されたものであり、憲法9条に反するだけでなく、憲法の基本原則である立憲主義にも反し、憲法改正権者である国民の意思も権利も無視して成立させられたという点においても、極めて重大な問題を含むものであった。

国会での法案審議中の2015年8月には、10万人を超える人々が国会前に集結し、政府及び国会が横暴極まる方法によって憲法規範が破壊されることに抗議の声を上げたにもかかわらず、無視されて進められたことを、我々は忘れてはならない。

- 4 そして、その後の10年間に、政府は、安保法制に基づいて、武器等防護として米艦防護を何度も実施し、戦闘機に中距離巡航ミサイルを搭載できることを認め、ヘリ空母と称していた護衛艦「いずも」に垂直離着陸機F35Bを搭載できるように

改造し、さらに防衛費を倍増し、安保関連三文書において敵基地攻撃能力の保有を宣言し、防衛装備移転三原則の運用指針の変更によって多国間共同開発戦闘機の第三国輸出を可能とするなど、その「平和安全法制」の名に反する、緊張を高める武力増強政策を進行させている。

特に、尖閣諸島の領有問題で対立していた中国との間では、「台湾有事」などを意識した南西諸島の基地化を急速に進めるなどして緊張関係を高めているが、憲法の恒久平和主義との関係では、深刻に憂慮すべき事態である。

- 5 当会は、憲法が容認しない軍備増強や軍事同盟化に突き進むことなく、憲法が定める武力によらない平和の実現を尊重することを強く求め、本閣議決定の違憲性を改めて確認し、これに強く反対すると共に、安保法制の廃止を求めるものである。

2024(令和6)年7月1日
東京弁護士会会長 上田 智司

最高裁大法廷判決を受けて、旧優生保護法による被害の全面的回復を求める会長声明

本年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件の上告審において、除斥期間の適用を制限し、被害者らによる賠償請求の道を開く判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

旧優生保護法に基づいて強制不妊手術を受けさせられた被害者らは、国に賠償を求めて全国で提訴しており、各地の裁判所において、「被害者らの損害賠償請求権が改正前民法724条後段の除斥期間の経過により消滅したか」につき判断が分かれていた。本判決は、この点について最高裁判所として初めて統一の見解を示したものである。

本判決は、旧優生保護法や同法に基づく強制不妊手術の実施が憲法に違反することを明示し、同法により「不良」であるとの烙印を押され、社会的な差別・偏見に晒されてきた被害者らの苦しみと向き合い、除斥期間の適用をそのまま認めることは著しく正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用を制限したという点において、画期的な判決である。最高裁判所が、人権の皆たる司法府の最終審として、その役割を全うしたものであり、高く評価されるべきである。

加えて、大法廷での審理及び判決にあたり、最高裁判所が、障害のある訴訟当事者及び傍聴者に向けた様々な配慮を提供したことも注目に値する。判決期日では、初めて傍聴者向けの手話通訳を公費で配置することとなったものの、当事者向けの

手話通訳等の手配が公費で行われないことなどの課題も残されており、引き続き、民事訴訟手続における障害のある訴訟当事者の社会的障壁除去のための手話通訳等の費用は国の負担とするよう障害者権利条約13条に基づく手続上の配慮及び合理的配慮の提供が求められるところである。

全国に2万5000人以上いると考えられる被害者のうち、訴訟提起に至った被害者はわずか39名であり、そのうち6名が訴訟係属中に亡くなった。旧優生保護法下で行われた強制的な不妊手術に関しては、2019年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立したが、同法に基づく一時金の申請件数は2024年5月5日現在、わずか1326人に過ぎない。被害者らは皆、高齢であり、1日も早い救済が求められる。

最高裁大法廷判決を受けて、国は、旧優生保護法の被害について真摯に反省し、被害者らに対して心から深く謝罪すると共に、一人でも多くの被害者についてその被害の早期回復を図られるよう、全面的解決を図るべきである。当会は引き続き、被害者らの真の被害回復の実現に向けて、真摯に取り組んでいく所存である。

2024(令和6)年7月3日
東京弁護士会会長 上田 智司

最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

東京都の最低賃金は現在時給1113円である。

最低賃金は、このところ年々増加しているものの、その水準は、いまだにかなり低いと言わざるを得ない。

上記の最低賃金で1日8時間、月22日間フルタイムで働い

ても月収19万5888円であり、年収は235万0656円に過ぎない。

最低賃金は、パート・アルバイトなど労働者の4割近くを占める非正規労働者にとって、特に重要な意味を持つ。非正規労

働者の多くが最低賃金をわずかに上回る賃金で働いているからである。厚生労働省が2024年3月27日に発表した「令和5年賃金構造基本統計調査」によれば、正社員・正職員以外の平均賃金（月額）は男女計で22万6600円であり、女性に限れば、正社員・正職員以外の平均賃金（同）は20万3500円であった。低水準の最低賃金のため、非正規労働者の賃金水準は、現状低く抑えられてしまっている。

ロシアとウクライナの戦争が拍車をかけた国際的な原材料価格の上昇に加え、円安などによって、物価は上昇している。とりわけ、光熱費、食料品は値上げが相次いでおり、家計を直撃している。一方、物価の上昇に賃金は追いついていない。厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によれば、2023年の労働者1人当たりの給与の総額は増えたものの、実質賃金は前年と比べて2.5%減少した。実質賃金は2年連続のマイナスであり、労働者の実質的可処分所得の減少は深刻化している。賃金の大幅な引き上げがなければ、家計はますます苦しくなる。

国際比較でも、海外の主要国と比べ、日本の最低賃金の低さが際立っている。円安が進んだこともあり、円換算で見ると、イギリス、ドイツ、フランスといったヨーロッパの主要国の最低賃金に大きく水をあけられている。昨年の改定前には、日本の最低賃金（全国加重平均）は、オーストラリアの2分の1以下になり、さらに隣国の韓国よりも低くなった、と報じられた。しかし、昨年の改定による引き上げによっても、これらの諸外国との賃金格差は埋まっていない。日本の最低賃金は、諸外国に比べて、引き上げ幅が小さいと指摘されている。日本の賃金水準の低さは、社会の経済的格差を広げ、貧困を深刻化させかねないものである。

非正規労働者をはじめとした低所得者は、貯蓄をする余裕がなく収入の大半を消費するため、最低賃金の引き上げは労働者の生活向上にとどまらず、経済の底上げにもつながる。

このような情勢であるからこそ、最低賃金を大幅に引き上げることが何よりも求められている。

もっとも、最低賃金の大幅な引き上げは、経営基盤の脆弱な中小企業に影響を与える可能性が大きい。日本商工会議所の「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」（2024年2月）によれば、2024年度に賃上げを予定している中小企業は61.3%に上るが、賃上げを予定する企業の約6割が「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」としており、また、物価上昇をカバーできる3%以上の賃上げを予定する中小企業は36.6%にとどまっている。中小企業においても大幅な賃上げを実現するには、中小企業の支援が必要不可欠である。すでに、賃上げを行う中小企業を対象に、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、法人税・所得税の税額控除等の制度が運用されてきたが、これらの制度の大幅な拡充を図り、物価上昇をカバーできる程度以上の賃上げが実現できるよう政策的に誘導する必要がある。また、これらに加えて、最低賃金を引き上げていくに当たっては、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるように、下請代金支払遅延等防止法の罰則強化や監視体制を強化するとともに、社会保険料の事業主負担分の減免などの中小企業支援策を実施する必要がある。

当会は、審議を行う中央最低賃金審議会、東京地方最低賃金審議会及び最低賃金を決定する東京労働局長に対し、物価高によって多大な影響を受けている労働者に健康で文化的な生活を保障するため最低賃金額を大幅に引き上げることを求めるとともに、政府に対し大幅な引き上げに対応した中小企業への支援策の策定・実施を求めるものである。

2024(令和6)年7月10日
東京弁護士会会長 上田 智司

ヒロシマ・ナガサキで平和を祈念する日を迎えるにあたっての会長談話

今から79年前の夏、1945年8月6日と9日に、原子爆弾が広島と長崎に投下されました。被爆者と遺族の甚大な苦しみと悲しみは今も続き、終わりが見えません。両地域では、それぞれの原爆投下日を平和記念日、県民祈りの日とし、今年も平和を祈念する式典が行われます。

アメリカなどにおいては、これら原子爆弾の投下が先の大戦の終結を早めたなどとの評価がなされ、また、核兵器の脅威により戦争が抑止されるという「核抑止論」が今でも主張されています。日本もアメリカの「核の傘」の下にありますが、この「核抑止論」が誤りであることは、核保有国が増加し、紛争が頻発する世界の現状が証明しているといえます。

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻においても、戦争終結の兆候がないまま犠牲者は増え続けています。日本でも「台湾有事」などを意識した南西諸島の基地化を急速に進め、与党政治家が「戦う覚悟」を求めるなどして緊張関係を高めています。さらに、ロシアのプーチン大統領などが核兵器使用の可能性について具体的に言及し、北朝鮮が核兵器による威嚇を繰り返し、中国が核弾頭の保有を大幅に増やすなど核兵器の脅威が高まっています。

これらの状況は、世界が未だ、原子爆弾による「ヒロシマ、ナガサキ」の甚大な被害から学ぼうとしていないことの表れといえます。

核兵器という究極の非人道的な殺りく兵器が存在する以上、戦争のない世界の実現には、まず、核兵器の完全な廃絶から始める必要があるのです。

しかし、日本は、核兵器の開発や使用、威嚇としての使用などを禁ずる核兵器禁止条約に未だに署名していません。同条約は2021年に発効し、署名国は既に93か国に上っています。世界唯一の戦争被爆国であり、徹底した平和主義を基本原理とする憲法を有する日本は、「核なき世界」の実現のために積極的役割を担うべきであり、一刻も早く同条約に署名、批准を行い加盟すべきです。

当会は、本日、憲法の定める平和主義の実現のために同条約への加盟を改めて政府に強く求めると共に、その基本的価値である個人の尊厳と基本的人権の尊重及び国民主権が最大限尊重される社会の実現を目指し、歩み続ける決意を新たにします。

2024(令和6)年8月6日
東京弁護士会会長 上田 智司

8月15日を迎えるにあたっての会長談話

今年も8月15日を迎えました。本日は、79回目の「終戦」の日です。

東京弁護士会は、アジア・太平洋戦争及び第二次世界大戦により亡くなられた犠牲者を悼むとともに、世界の恒久平和の実現に向けて努力していくことをここに誓います。

この戦争は、多くの人々の命を奪い、心身に深い傷を残し、生活を破壊しました。それらの人々の中には、日本人のみならず、アジア・太平洋諸国を中心とした、戦闘員だけでなく非戦闘員の方々が含まれています。このような事実を思いをいたすとき、戦争の悲惨さと平和の尊さを痛感するとともに、歴史から学ぶことの重要性を改めて強く認識します。

戦後生まれた日本国憲法は、個人の尊厳・基本的人権の尊重に最大の価値を置いています。また、日本国憲法は徹底した平和主義に立ち、前文で全世界の国民による平和的生存権を宣言すると共に、9条において戦争を放棄しています。個人が自由を享受し、いきいきと生きるためには、平和が維持されていることが不可欠だからです。

現在、世界に目を向ければ、各地で紛争やテロが続いています。ウクライナ情勢も依然として終結しておらず、中東やスーダンでも多くの民間人が犠牲となっています。核兵器の脅威も依然と

して深刻なままです。現在ほど、私たち一人ひとりが、日本国憲法が定める平和主義の理念を世界に広め、その実現に最善を尽くすことを求められる時はありません。我が国は、唯一の戦争被爆国であり、徹底した平和憲法を持つことから、平和を世界に広げることが期待されていると言えます。

しかしながら、近時、我が国は、解釈改憲と言える集団的自衛権の行使を容認する閣議決定や安保法制の制定、それに引き続く武力増強政策に向かっていきます。私たちは、このような流れの当否について、日本国憲法の徹底した平和主義の観点から、真剣に議論しなければなりません。

8月15日を、戦争の悲惨さを風化させず、平和への深い思いを新たにするとともに、未来を担う若い世代に継承していくという決意のもと、東京弁護士会は、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、そしてその不可欠の前提である平和な世界の実現に向けて、今後も全力を尽くしてまいります。

2024(令和6)年8月15日

東京弁護士会会長 上田 智司